

288.9

Da 586n

帝國教育會編輯部  
帝國教育會編輯部編輯

# 日 字 檢 考

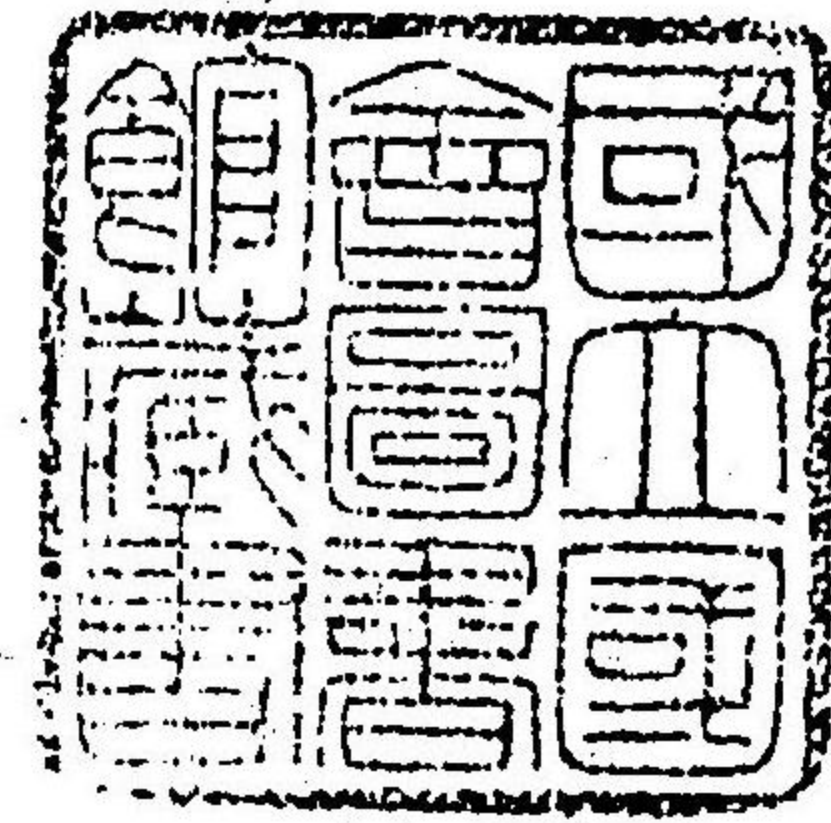
帝國教育會發行

帝國教育會長田澤新次序  
帝國教育會之負真田稻村著

# 日 本 教 育 考

帝國教育會發兌

288.95a586n



正誤表

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 一五ノ一  | 大代   | 大御代   |
| 二二ノ二  | とて   | もて    |
| 二九ノ三  | 儀冠   | 儀冠    |
| 四一ノ四  | 乗艦艇  | 乗御の艦艇 |
| 五三ノ四  | 掲ぐるに | 掲ぐるにも |
| 五八ノ一  | 交叉   | 交叉    |
| 七〇ノ五  | 軍旗   | 軍艦    |
| 七四ノ三  | へか   | へから   |
| 七四ノ七  | あらす  | あらすこと |
| 八五ノ四  | 領事館  | 領事館   |
| 八六ノ二  | 打築   | 振築    |
| 九七ノ一  | 大幸   | 大幸    |
| 一〇二ノ五 | こと   | ことを   |



323395

日章旗考序

我が大日本帝國の國旗は白布に日象を畫きて之れを爲る其の由來する所遠くして且つ尊し夫れ太陽天に麗き光明赫灼六合を徧照し萬物を煦育す其の威徳の至大至厚なるは宇宙間之れに加ふるものなし故に日出づる處の我が帝國は之れを標識して國旗となす我が帝國を代表して内國民の歸趨を一にし外世界の瞻視を繋ぐる所以のもの豈に日章旗に若くものあらんや明治中興以還四十有餘年

日章旗考序

聖明の天子上に在し深仁廣澤海の内外に及び日章  
旗の翩翩たる處威な帝國の威烈に感じ儼然として  
崇敬の念を生ぜざるものなし嗚呼盛なりと謂ふべ  
し然り而して帝國の國民たるものは益奮勵努力至  
誠事に従ひ専ら我が國旗の尊嚴を維持し忠良の國  
民たらんことを期せざるべからず曩に全國聯合教  
育會に於て我が國旗に關する建議案を議決したる  
所以も亦此意に外ならざるなり頃者會員海軍大佐  
眞田君日章旗考を著して本會に寄贈せらる其の説

く所委曲周到忠愛の情紙上に溢る亦以て讀者をし  
て日章旗の由來と其の歸趨する所とを知らしむる  
に足らん今之れを板行するに當り君の厚意を謝し  
且つ一言を書して序となす

明治四十四年十月

帝國教育會長 男爵 辻 新次

君の代は

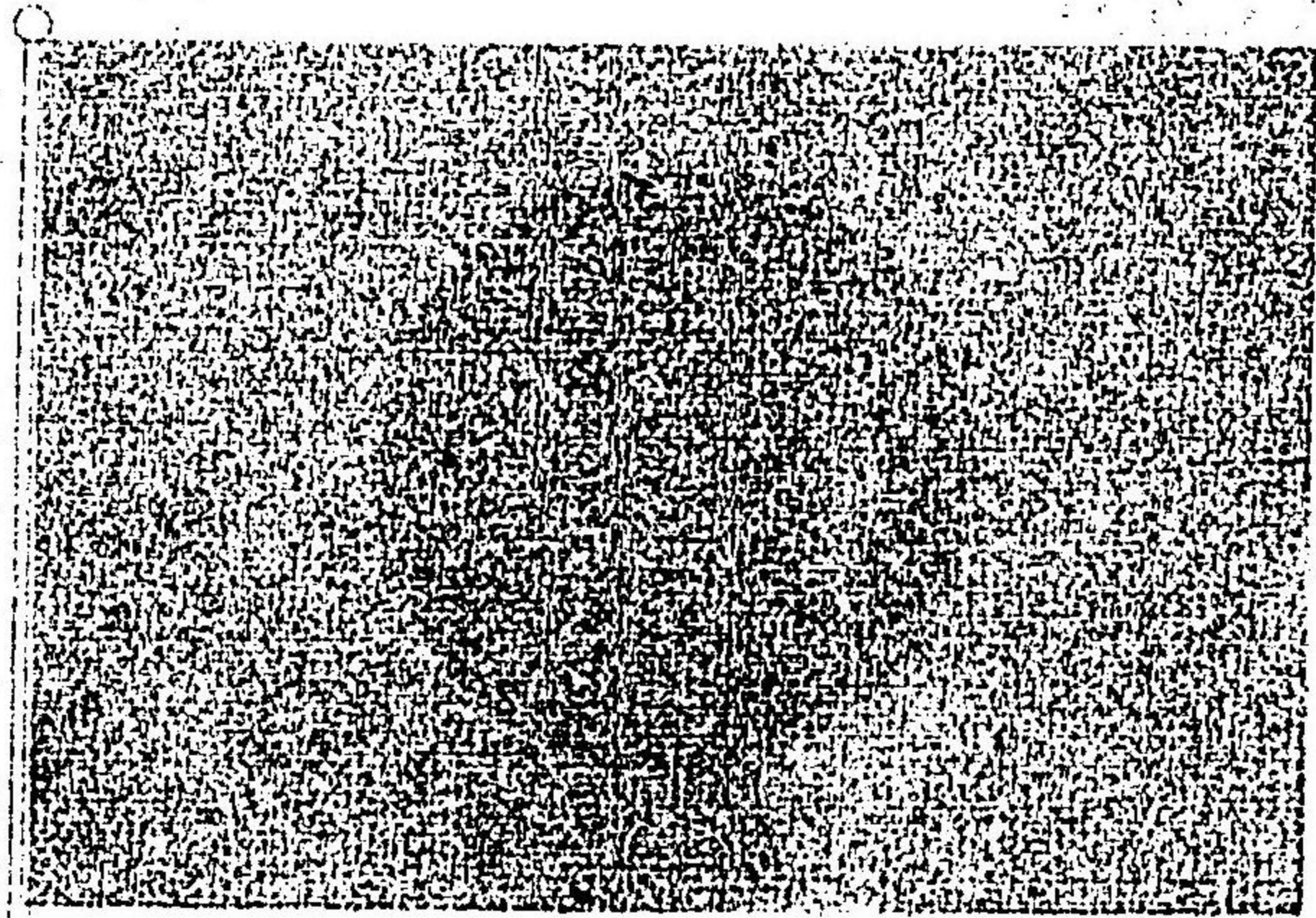
千代に八子代々

さへられるの

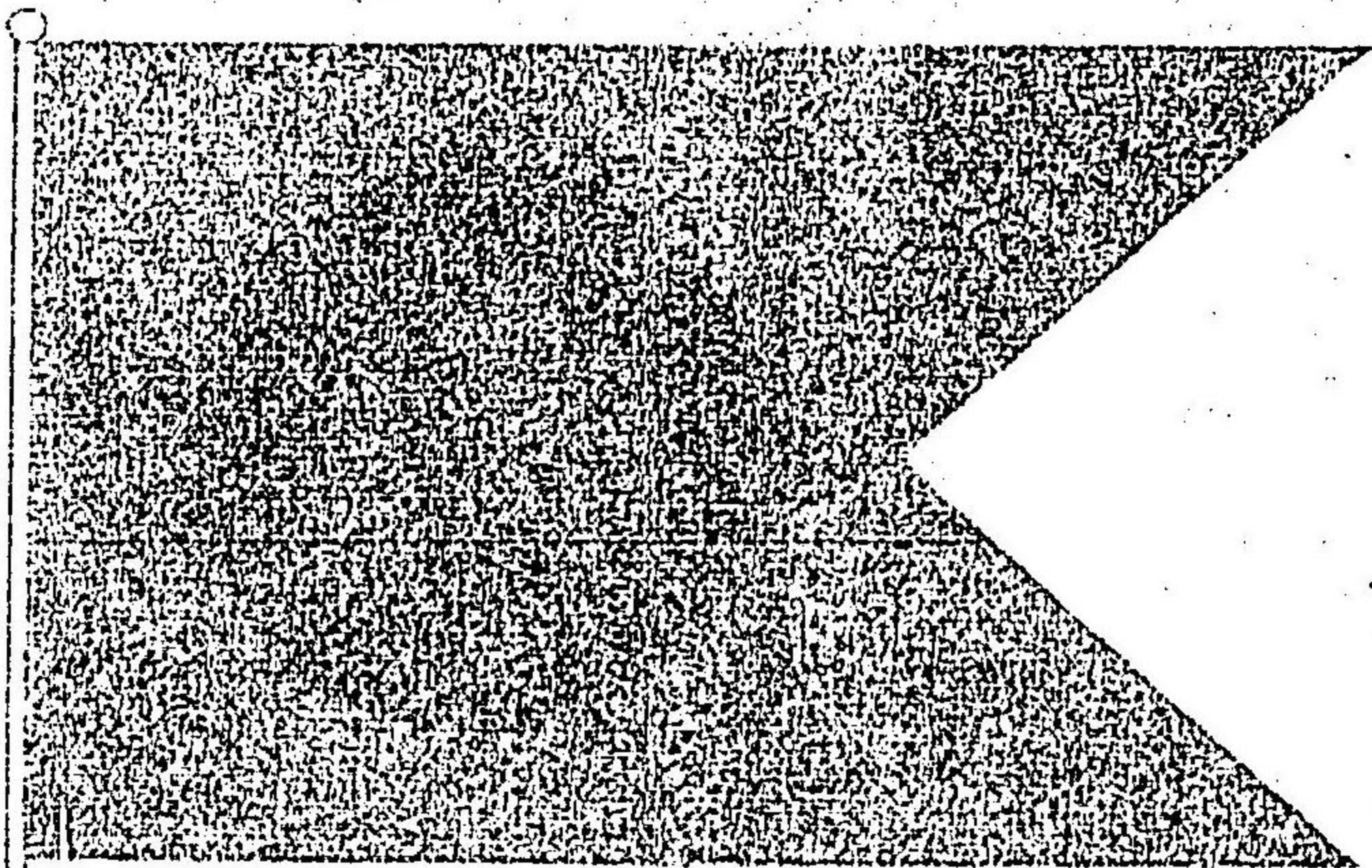
いはほとなりて

六ヶのむすまへ

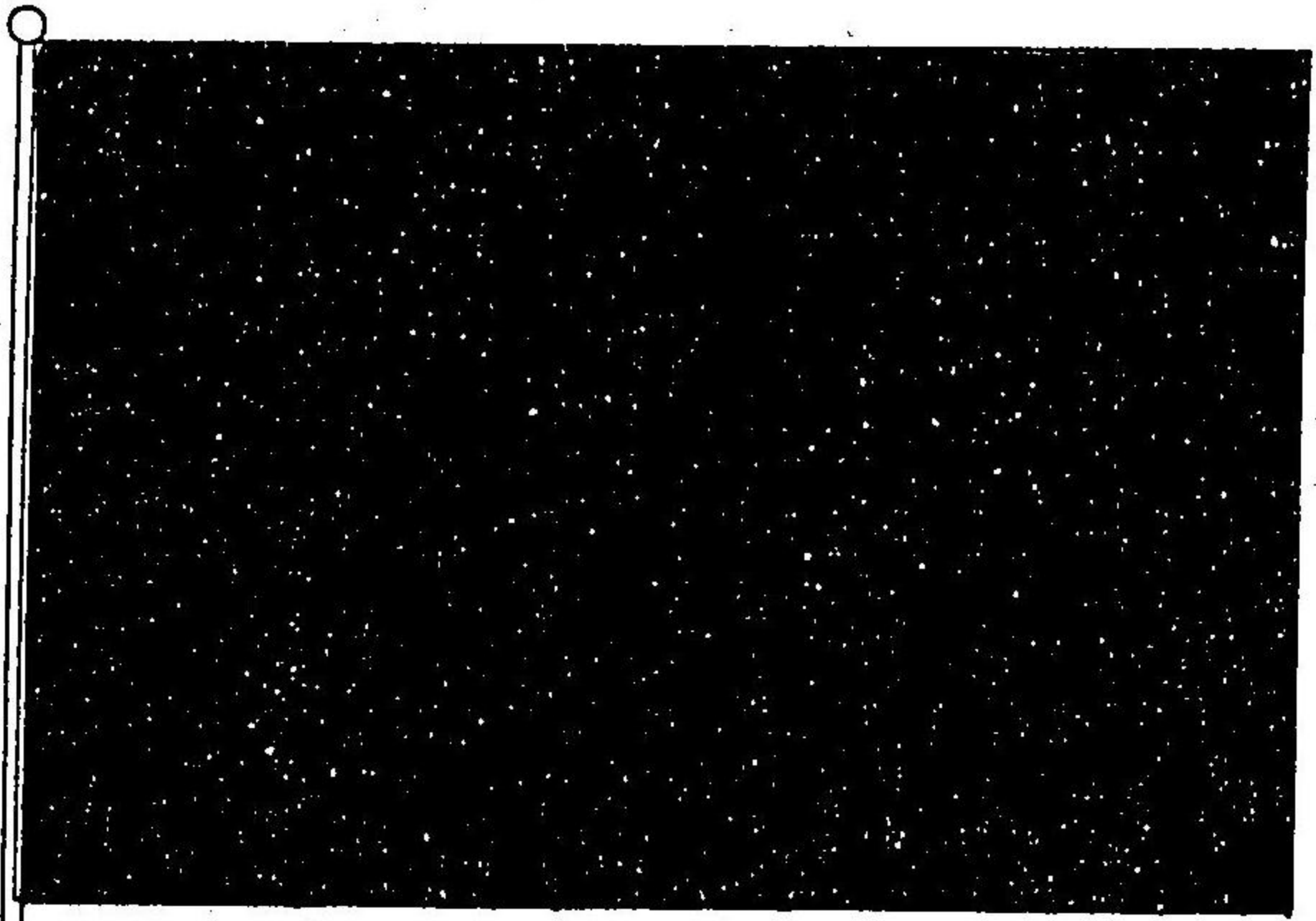
帝國教育會長男爵正新次謹書



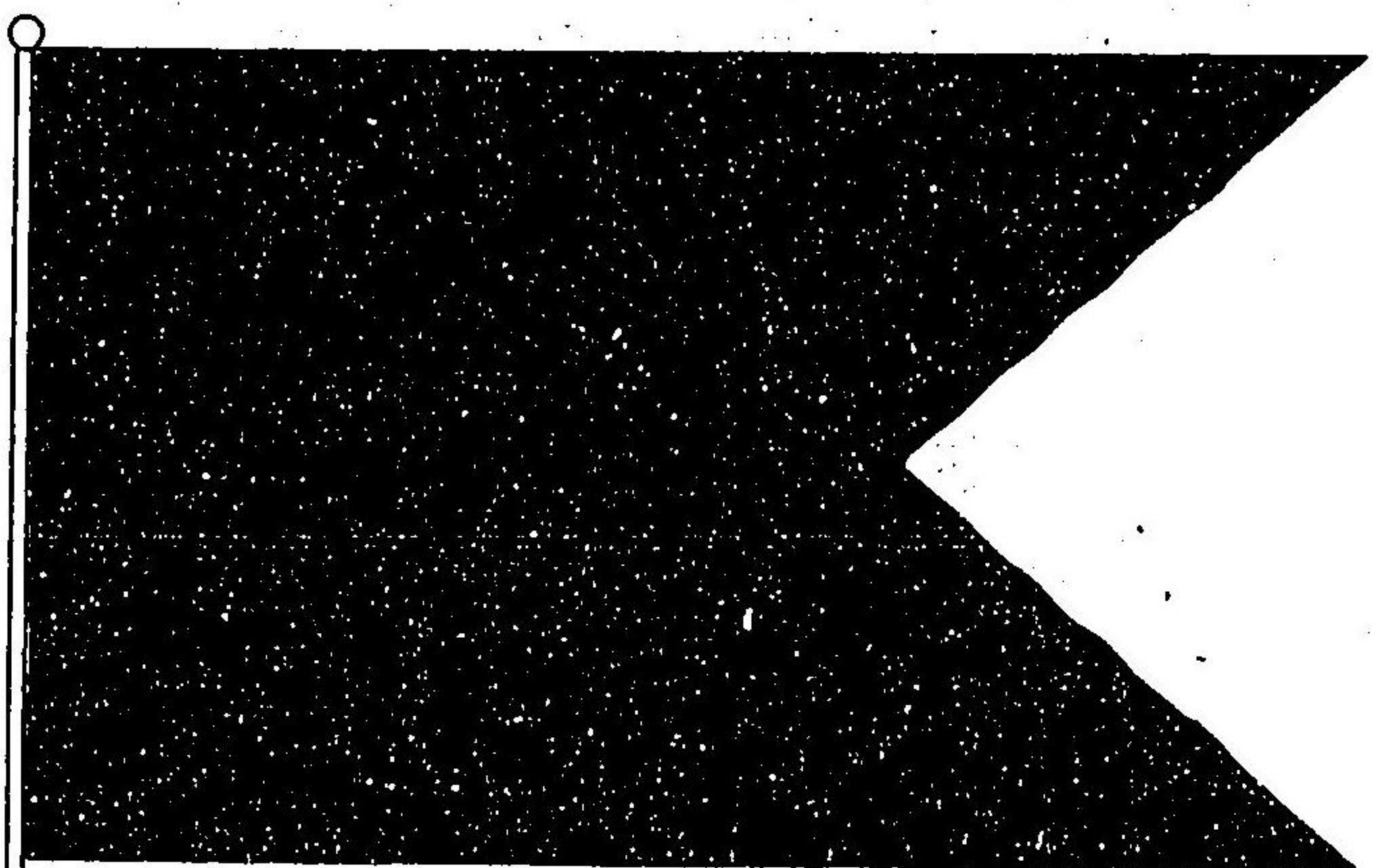
旗 亞 文



旗 后 皇



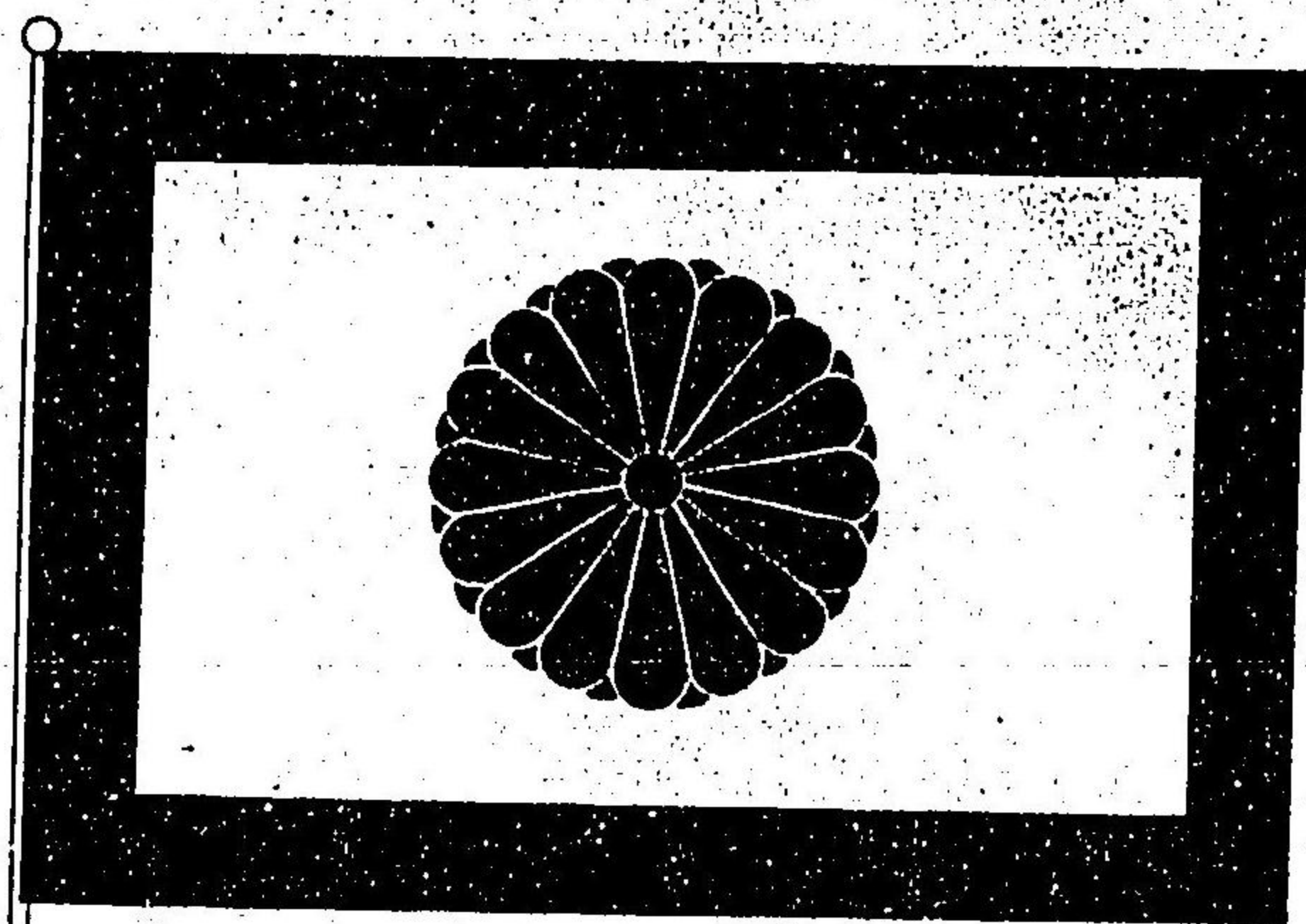
旗 皇 天



旗 后 皇



旗子大皇



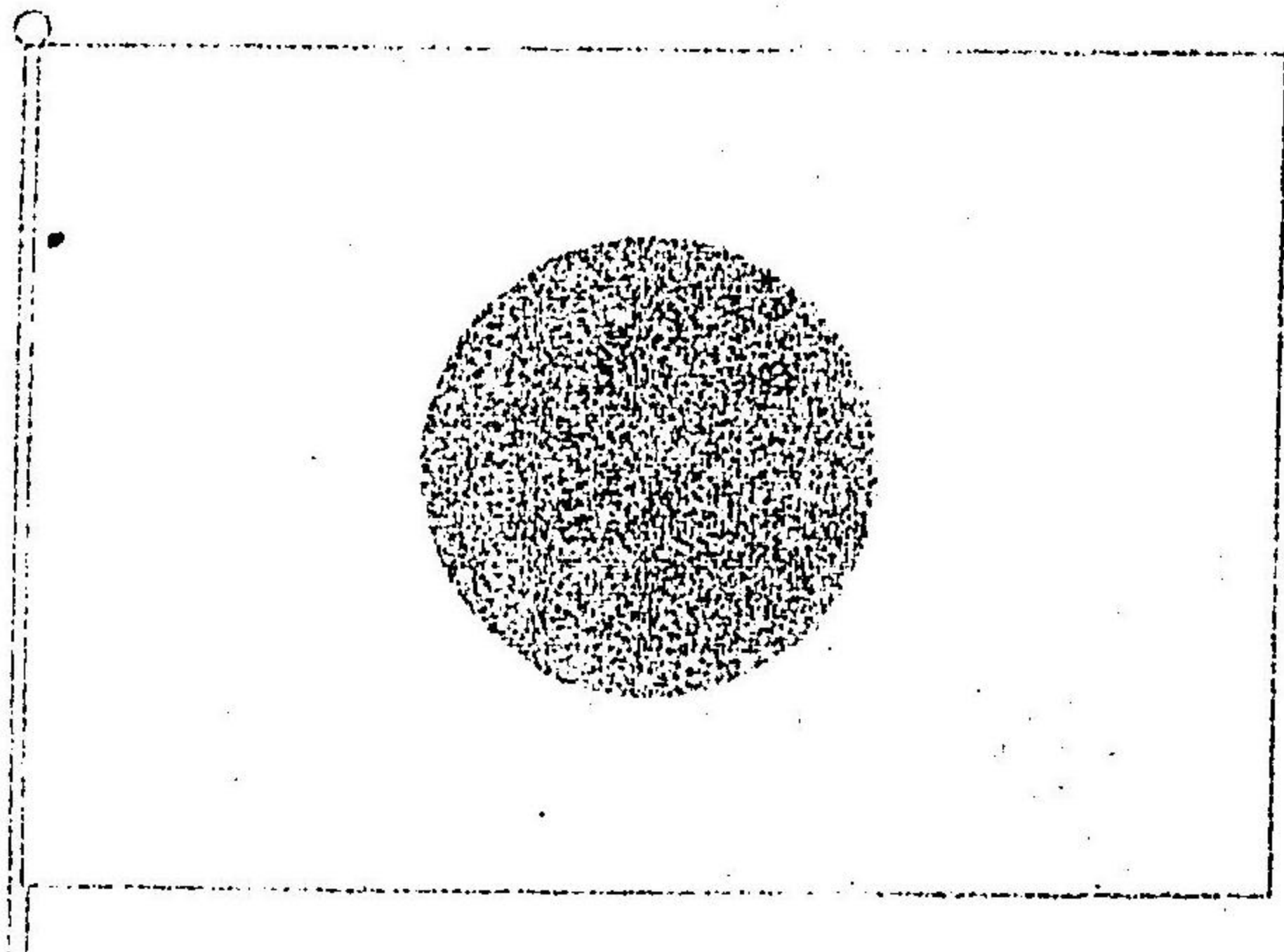
旗旗皇



(圖 一 第)

國

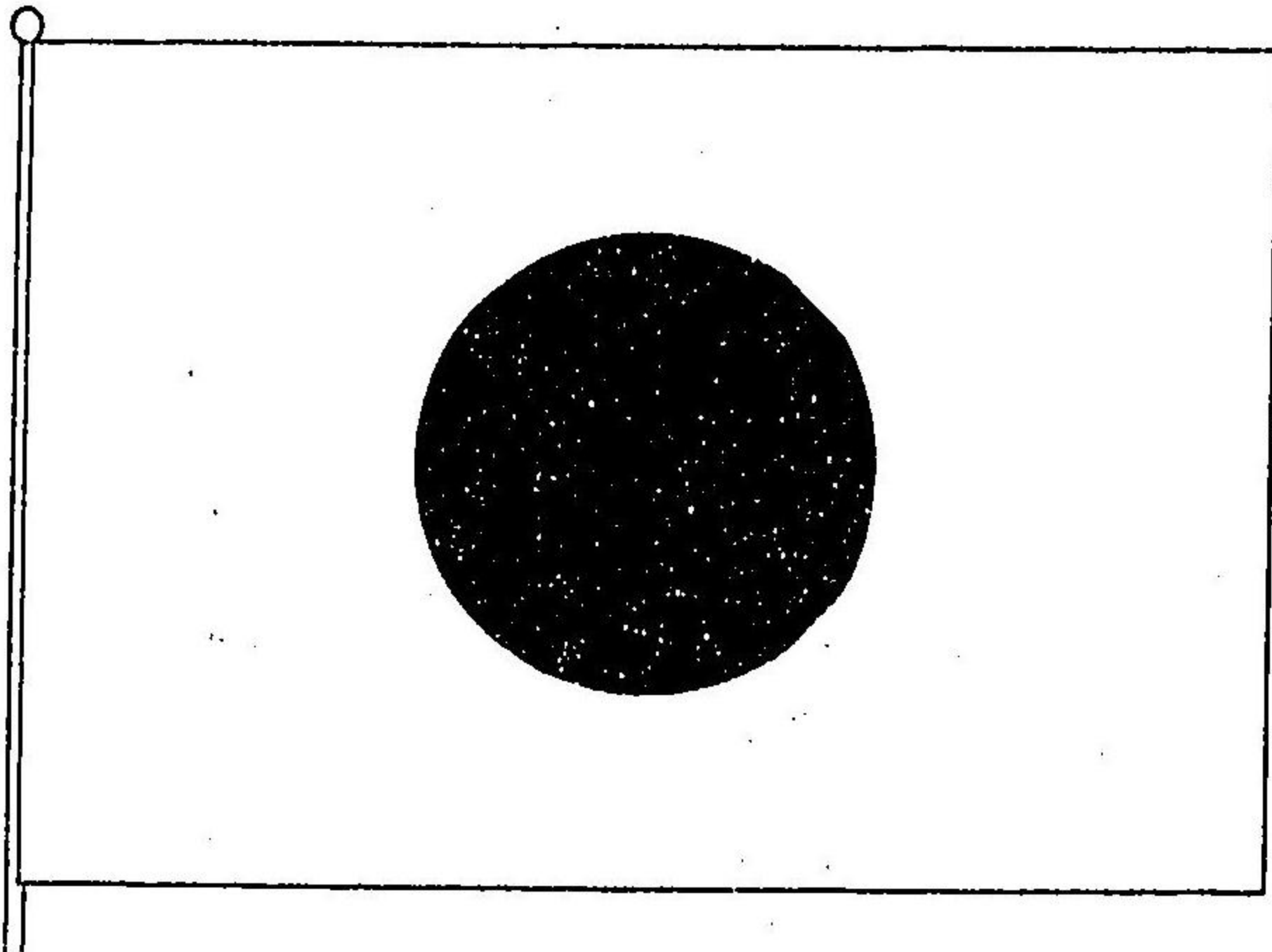
(日章旗)



地 色 白  
 日 章 紅  
 日 章 中心 旗面ノ中心  
 日 章 徑 縱ノ五分三  
 分一  
 横ノ一ト二  
 (明治三年正月布告  
 第五七號ニ依ル)

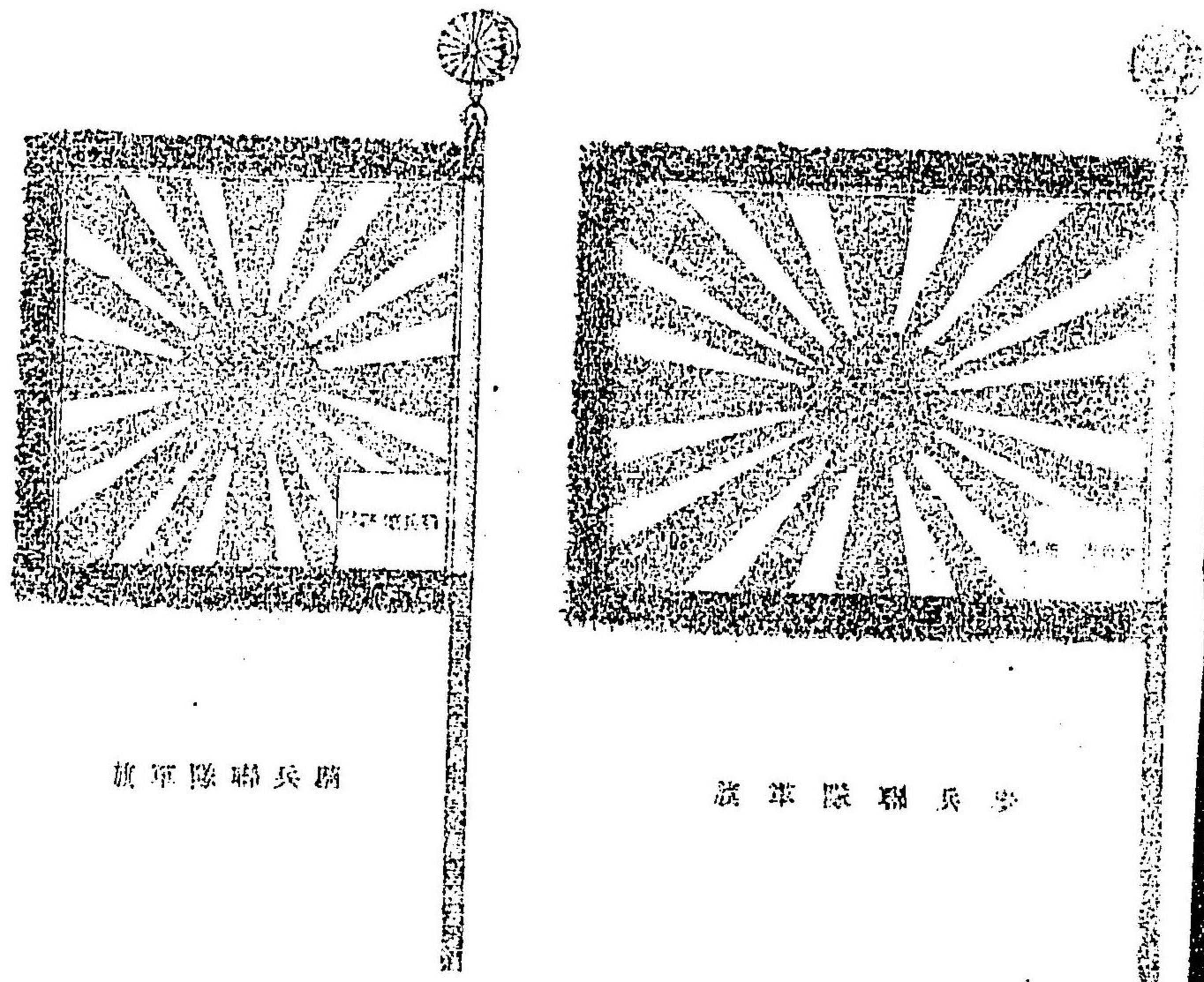
(圖 一 第)

國  
旗  
(日章旗)



地 色 白  
日 章 紅  
横 章 縦ノ一ト二  
分一  
日章中心 旗面ノ中心  
日章徑 縦ノ五分三  
(明治三年正月布告  
第五七號ニ依ル)

(圖三第)

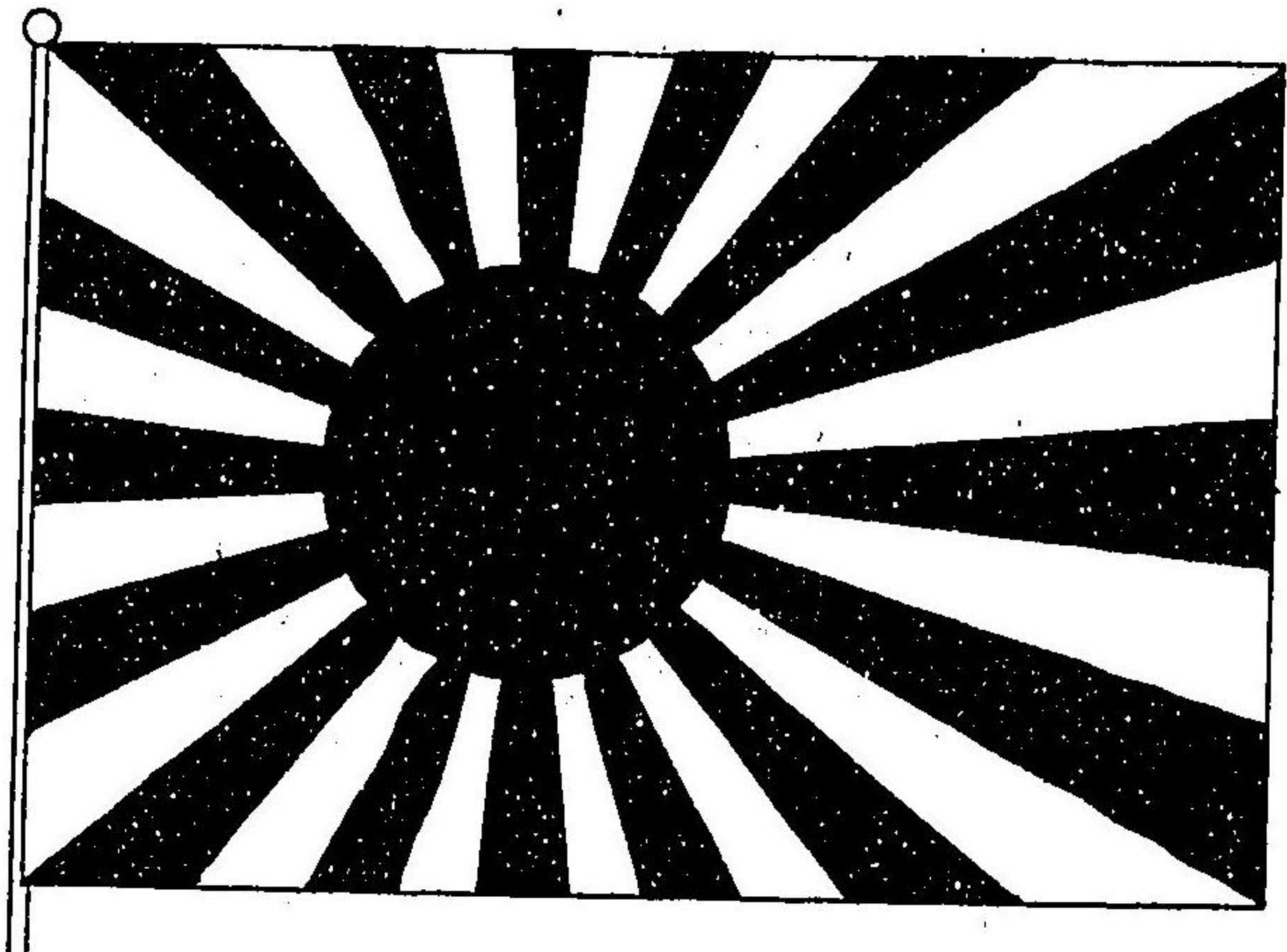


陸軍聯隊旗

歩兵聯隊旗

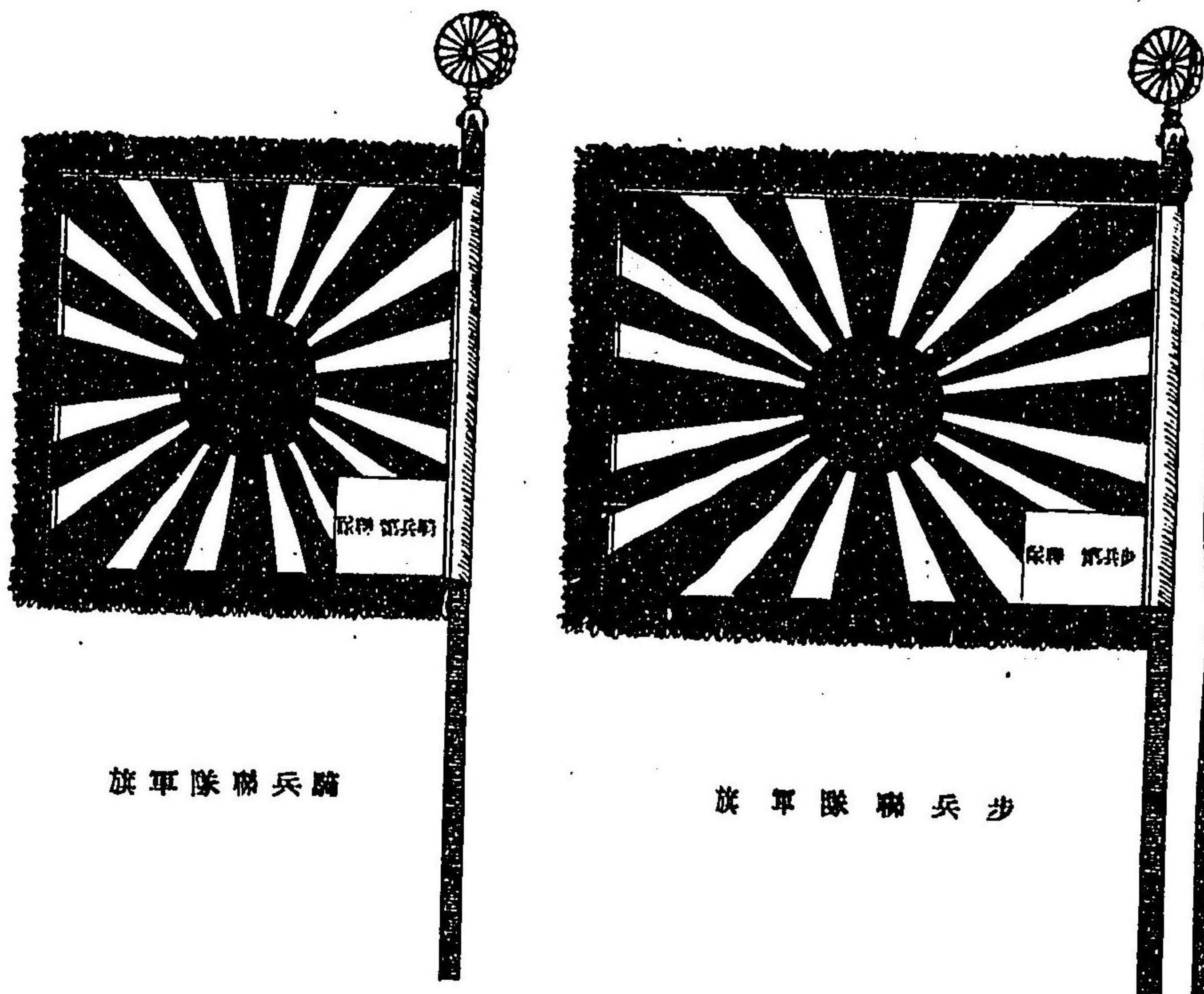
(圖二第)

軍艦旗  
(日章旗)



地色 白  
 日章及光線 紅  
 横 縦ノ一ト二分一  
 日章中心  
 旗面ノ中心ヨリ風上ノ  
 方ニ偏スルコト縦ノ六  
 分一  
 日章徑 縦ノ二分一  
 光線幅 十一度四分一  
 光線間隔 十一度四分一  
 (海軍旗章條例ニ依ル)

(圖三第)

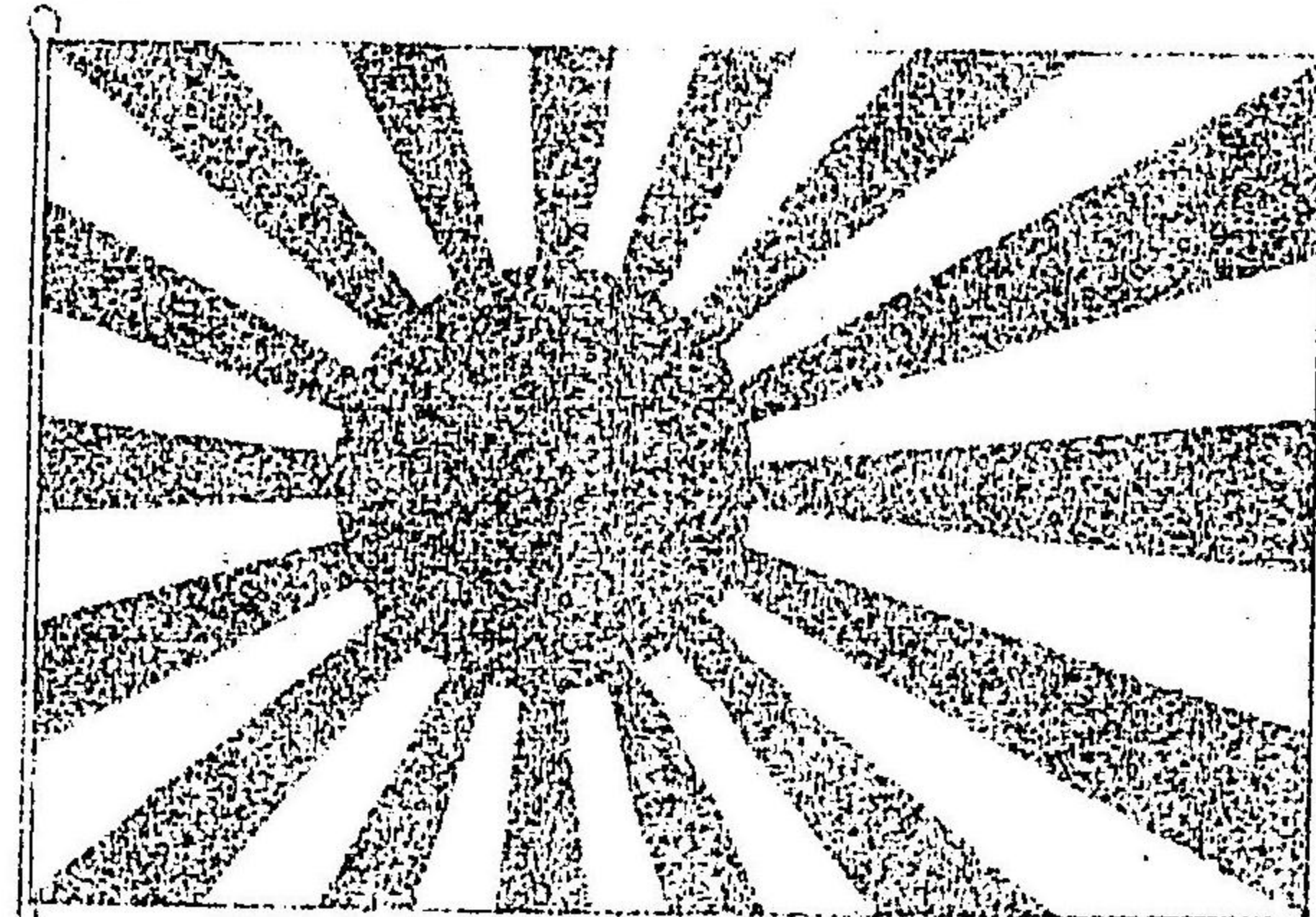


陸軍聯隊旗

歩兵聯隊旗

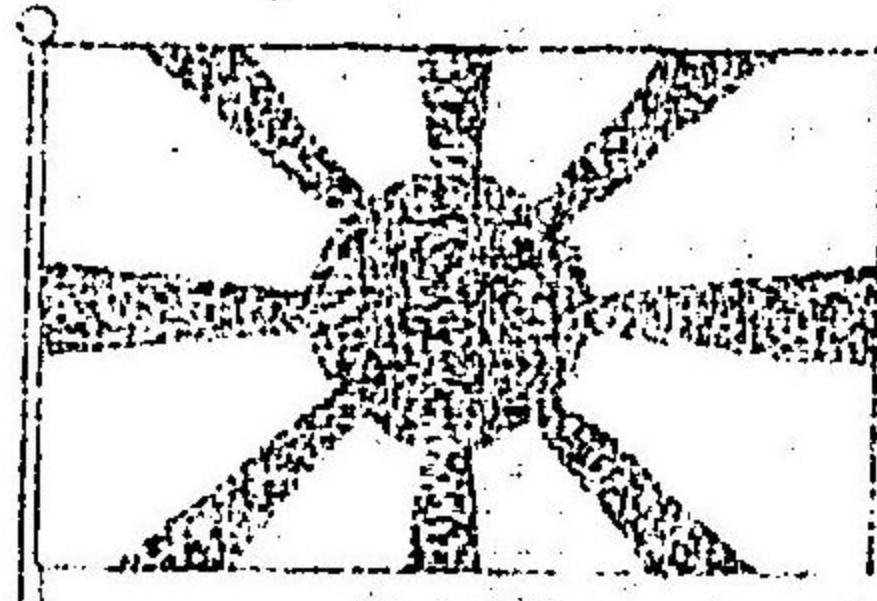
(圖二第)

軍艦旗  
(白底)

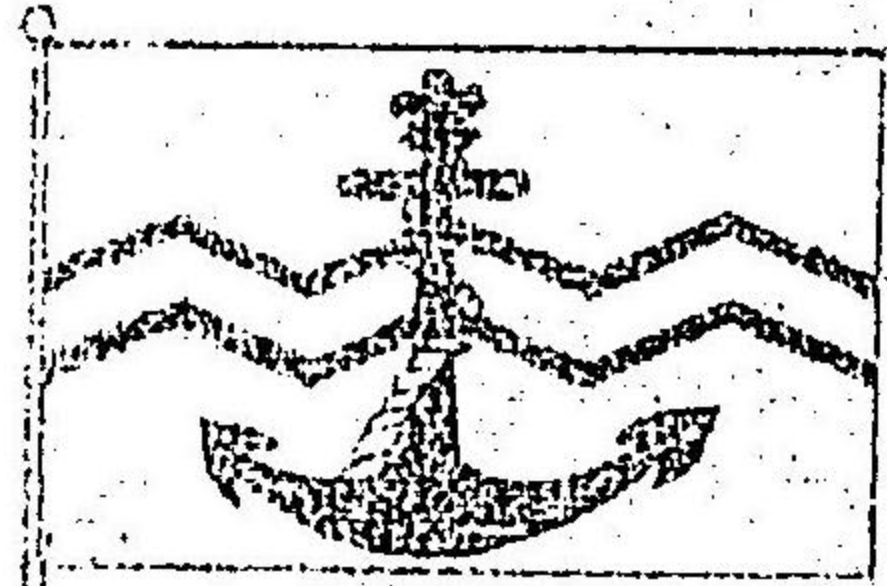


地色 白  
 日章及光線 紅  
 横線ノ一ト二分一  
 日章中心 旗面ノ中心ヨリ風上ノ方ニ偏スルコト縦ノ六分一  
 日章徑 縦ノ二分一  
 光線幅 十一度四分一  
 光線間隔 十一度四分一  
 (海軍旗章條例ニ依ル)

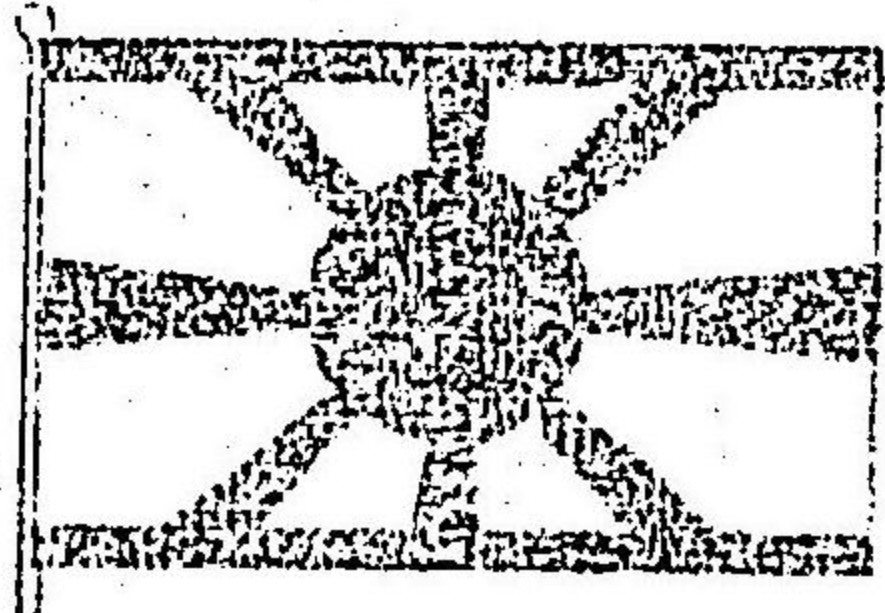
(圖 五 第)



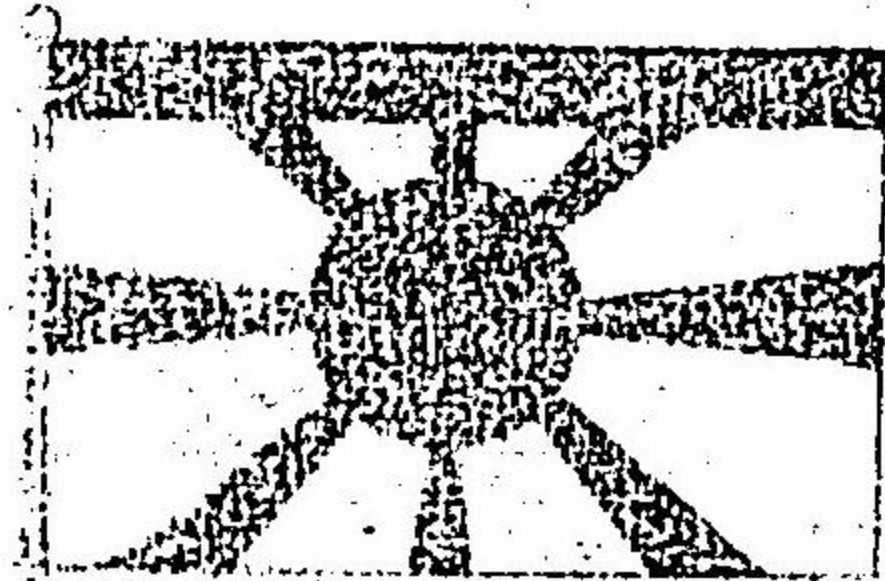
海軍大將旗



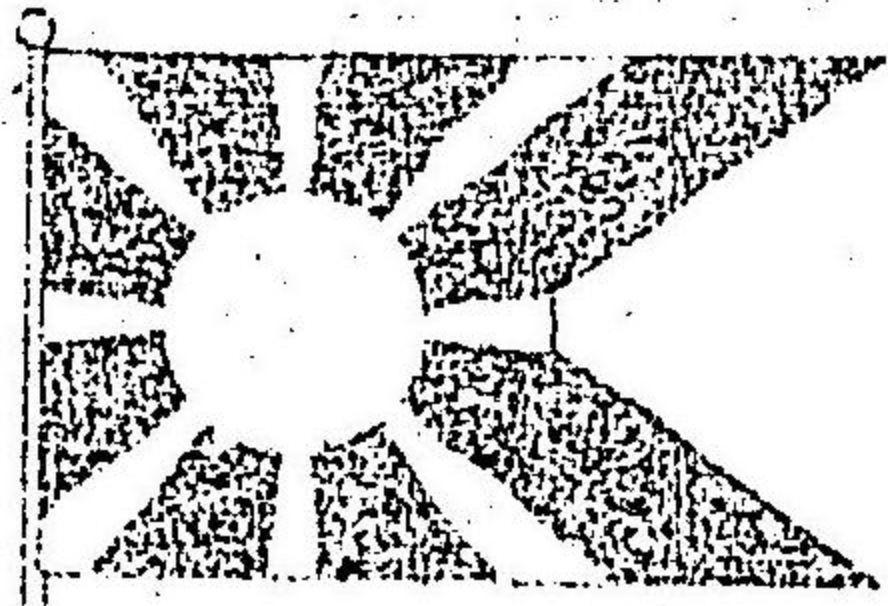
海軍大臣旗



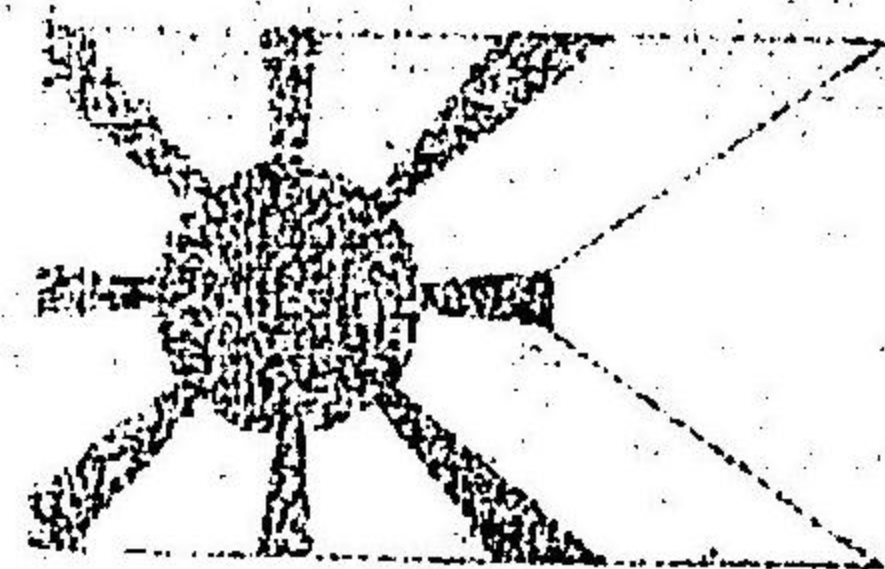
海軍少將旗



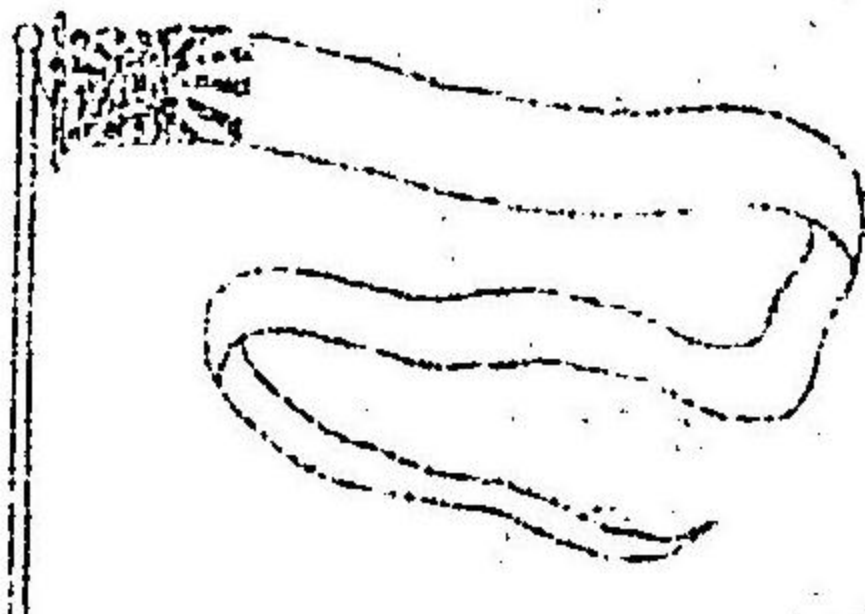
海軍中將旗



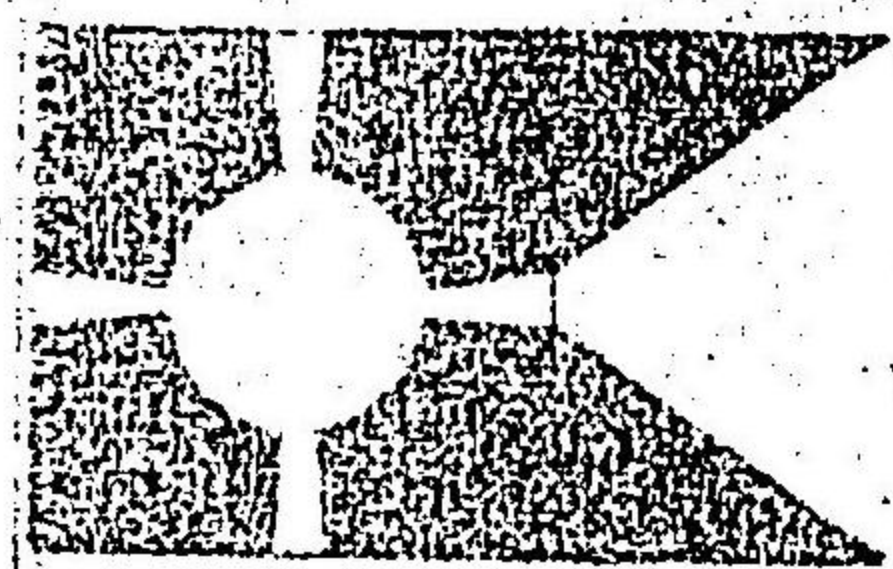
先任旗



代將旗

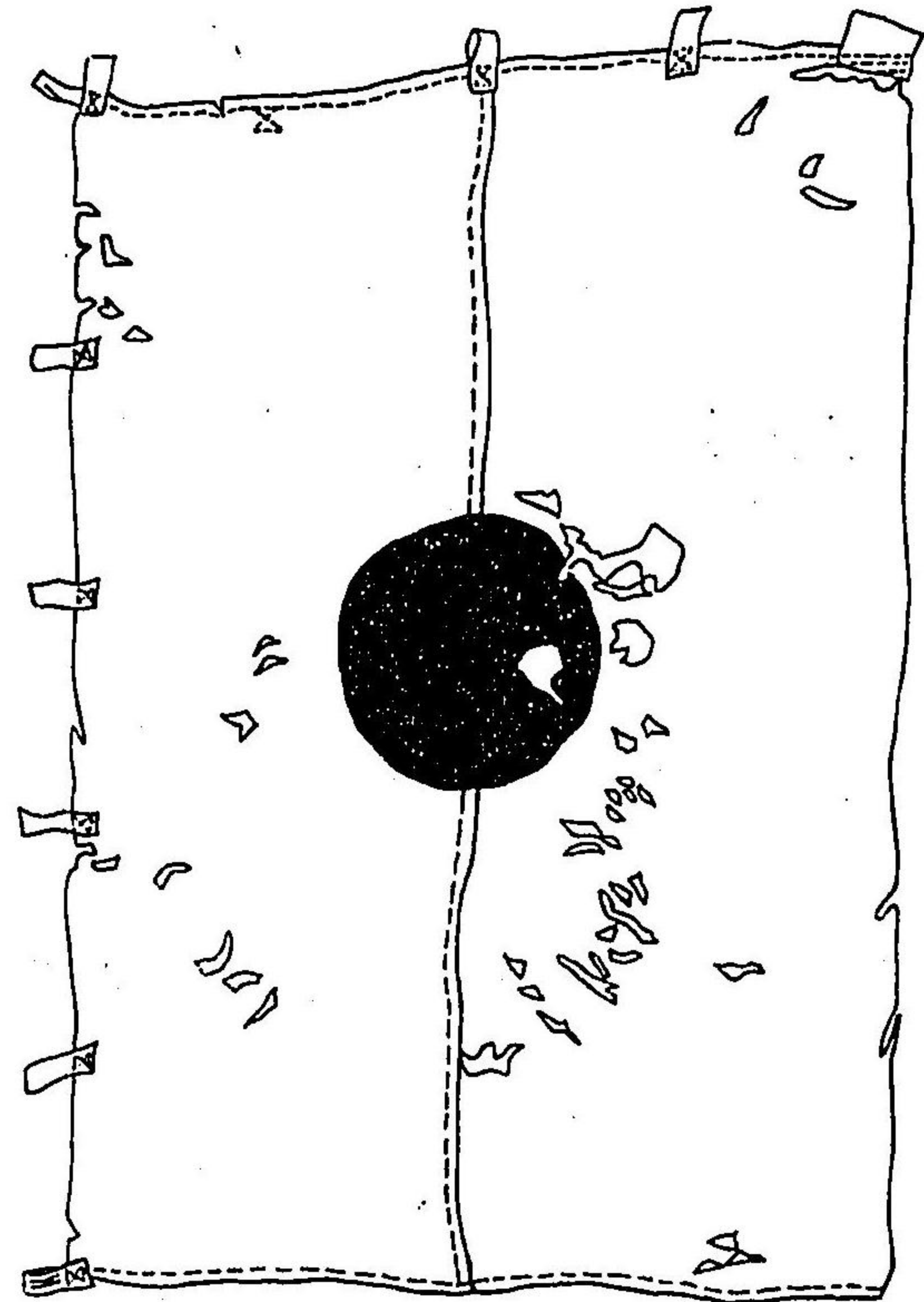


長旗



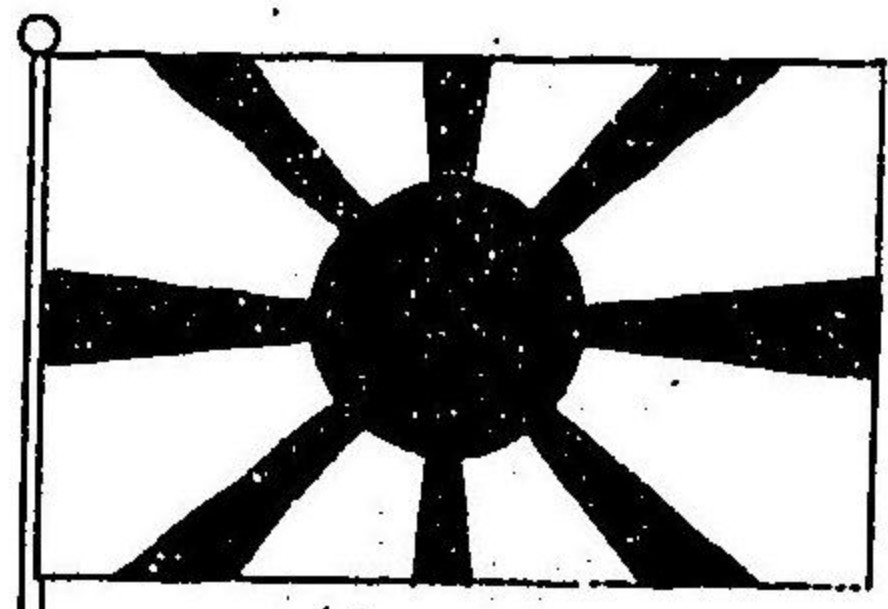
司令旗

(圖 四 第)



大和國吉野郡堀某  
所藏  
後醍醐天皇賜ハリ  
シ所ノ日章旗  
(集古十種ニ依ル)

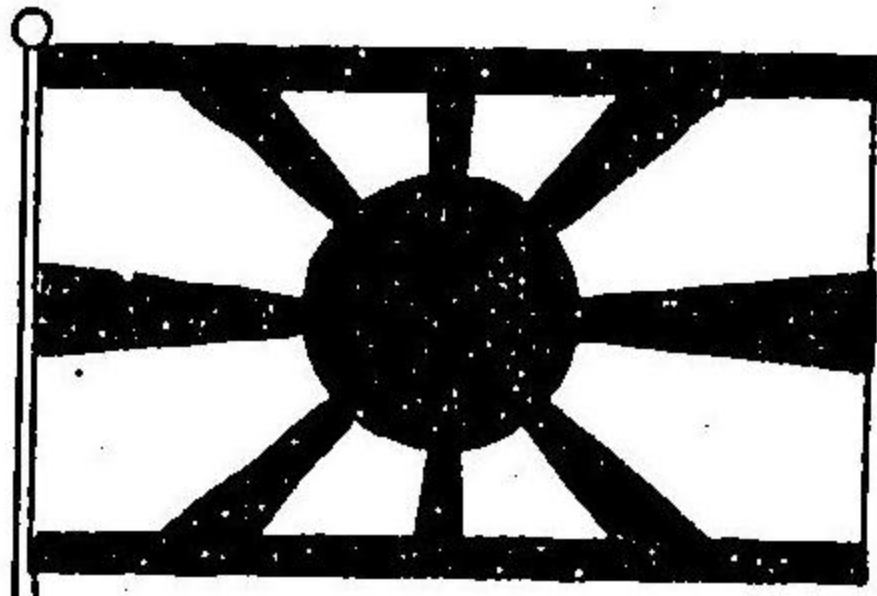
(圖五第)



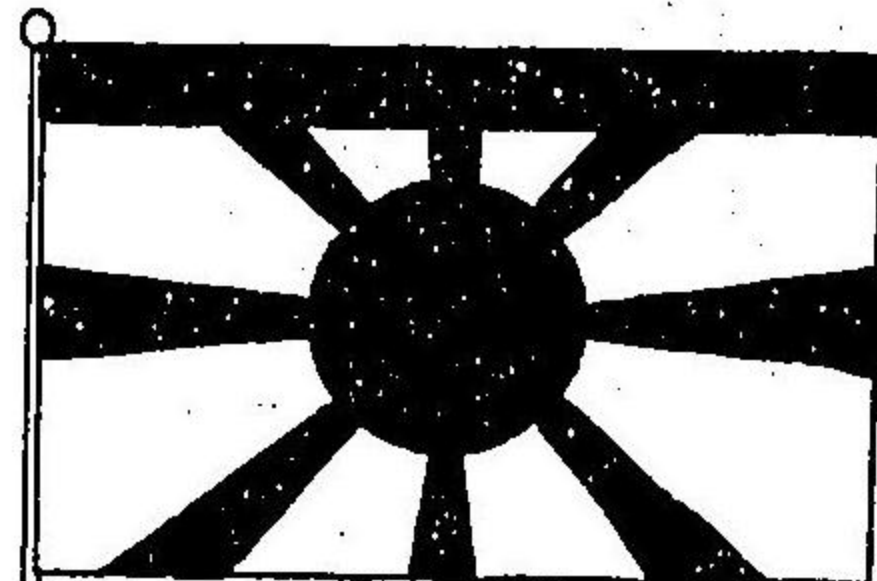
旗將大軍海



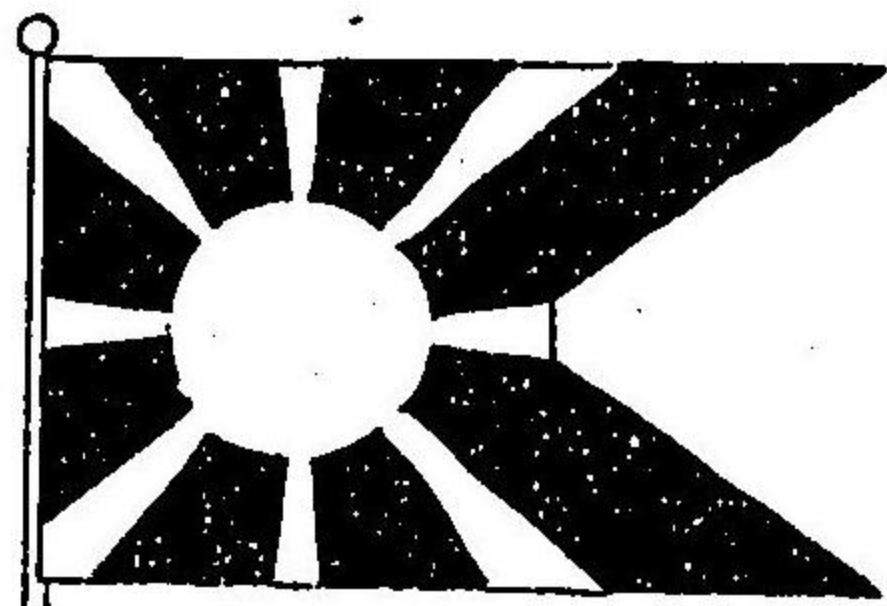
旗臣大軍海



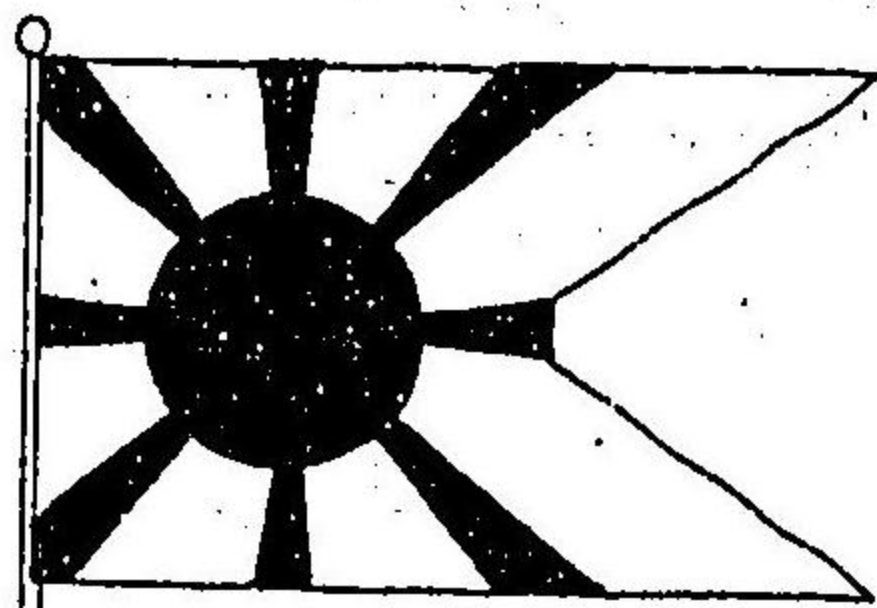
旗將少軍海



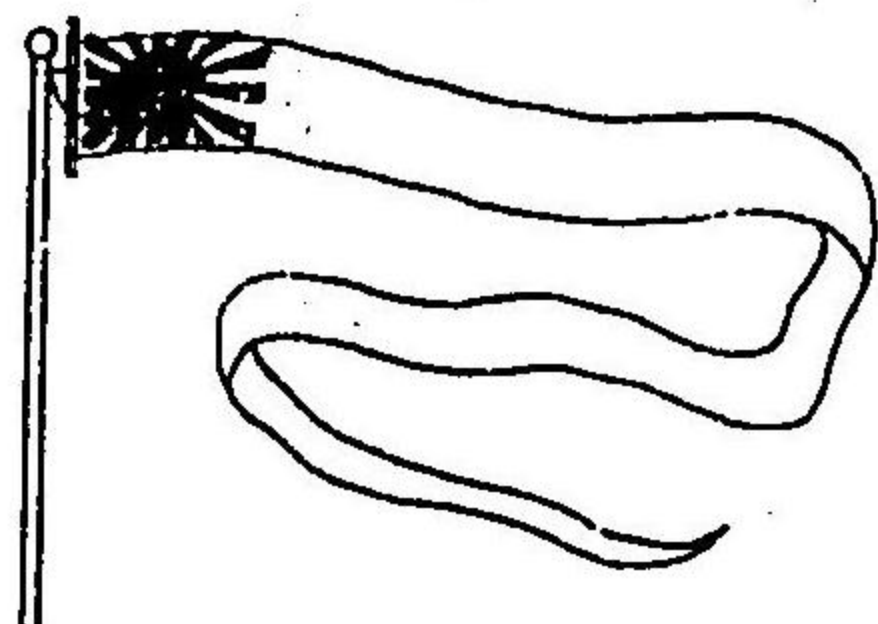
旗將中軍海



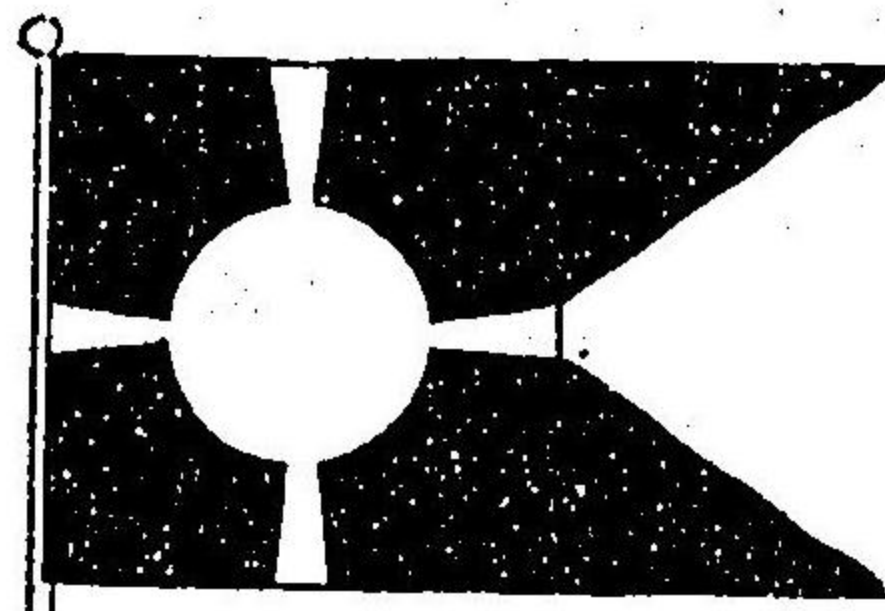
旗任先



旗將代

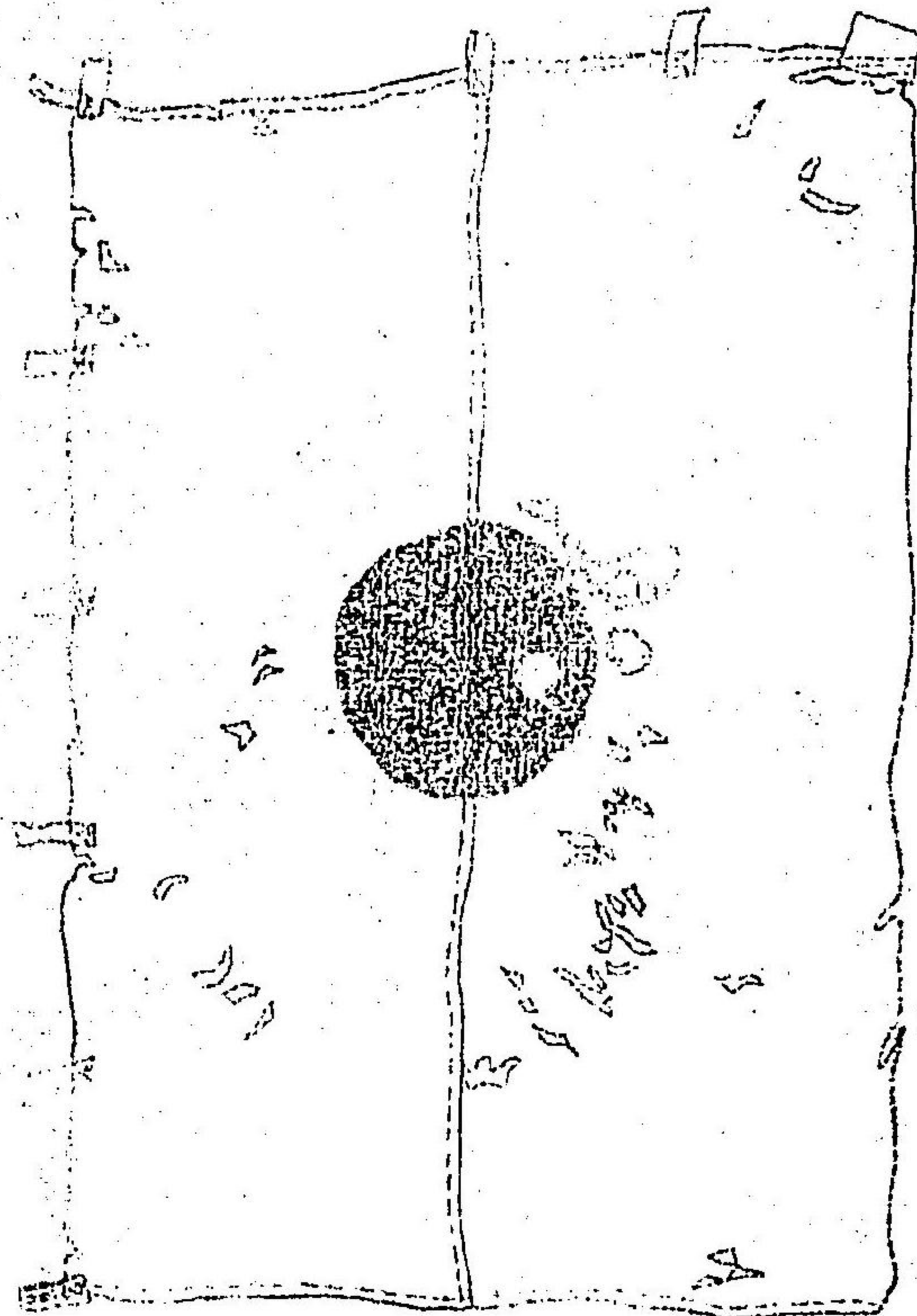


旗長



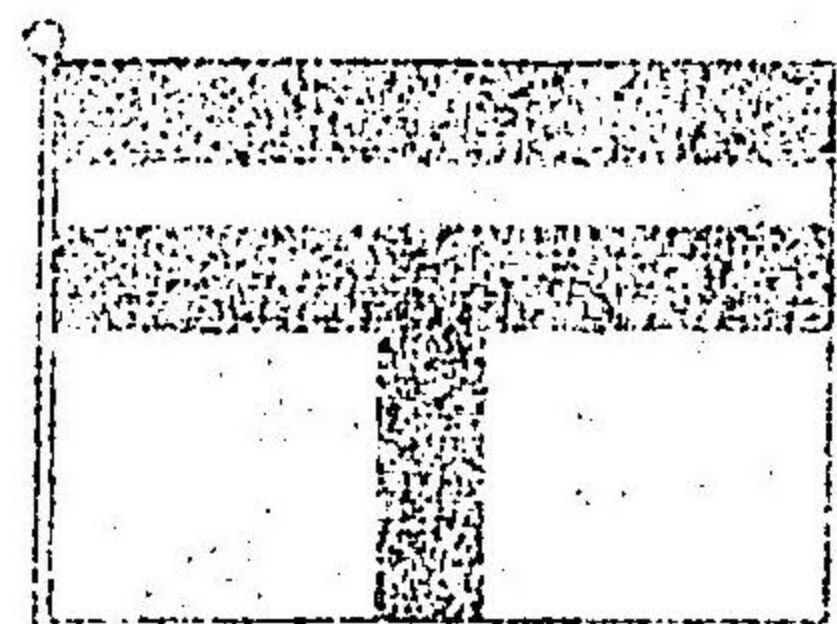
旗令司

(圖四第)

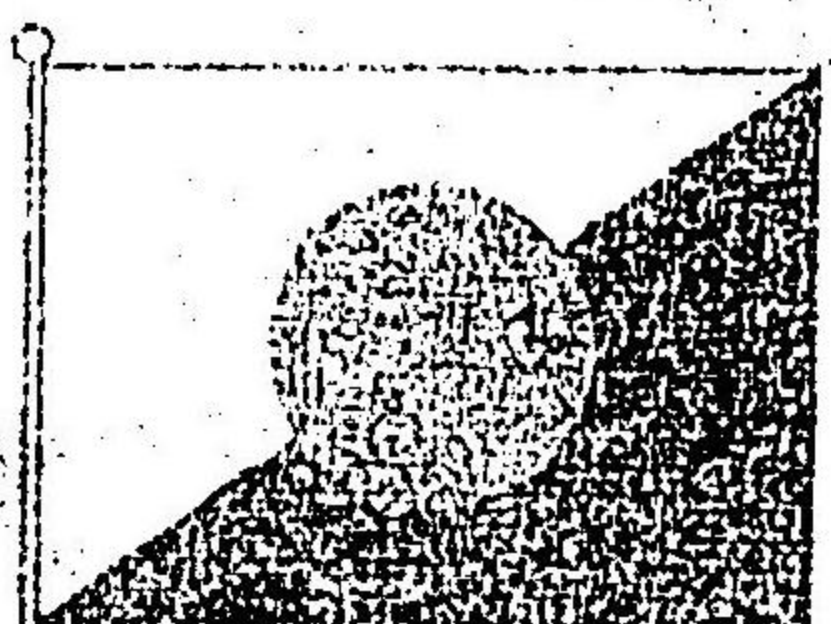


大和國吉野郡城某  
所藏  
後醍醐天皇賜ハリ  
シ所ノ日章旗  
(集古十種ニ依ル)

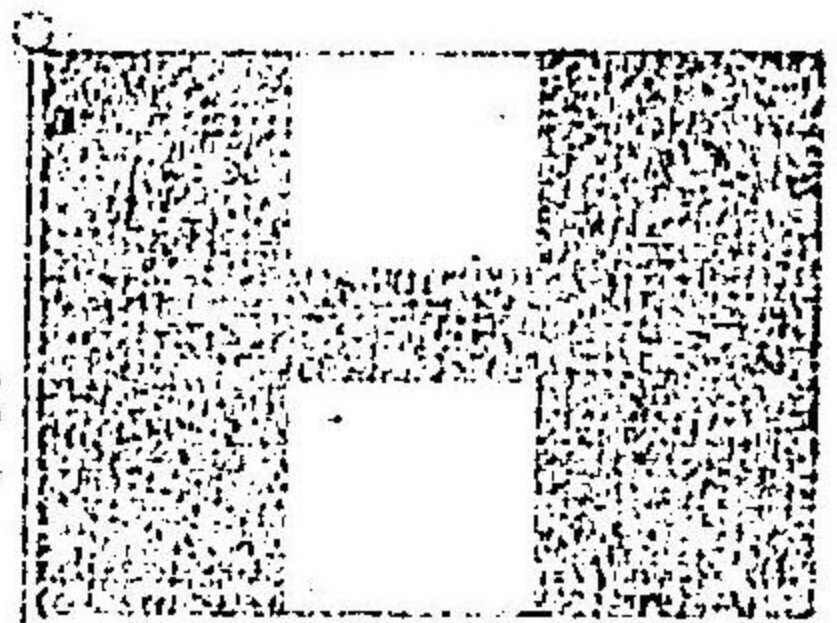
(圖七第)



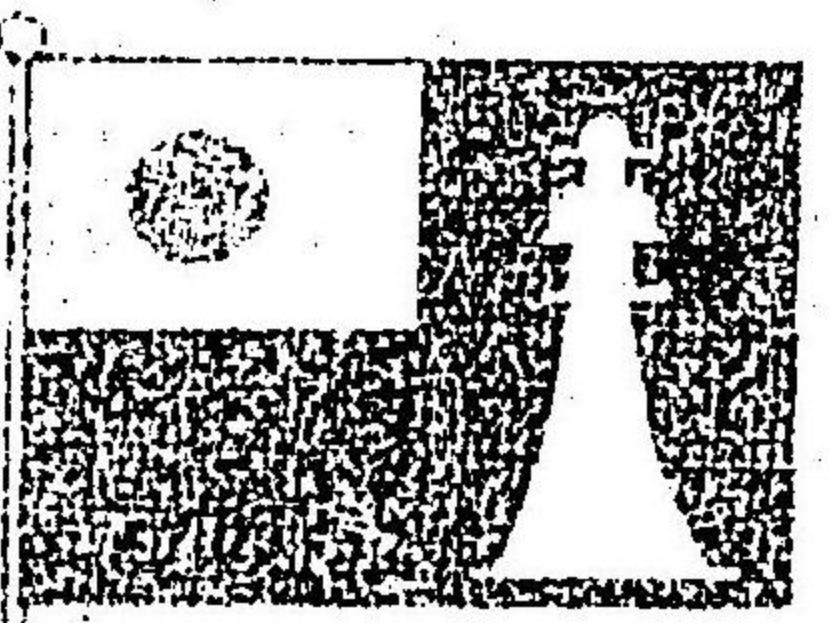
旗會信通



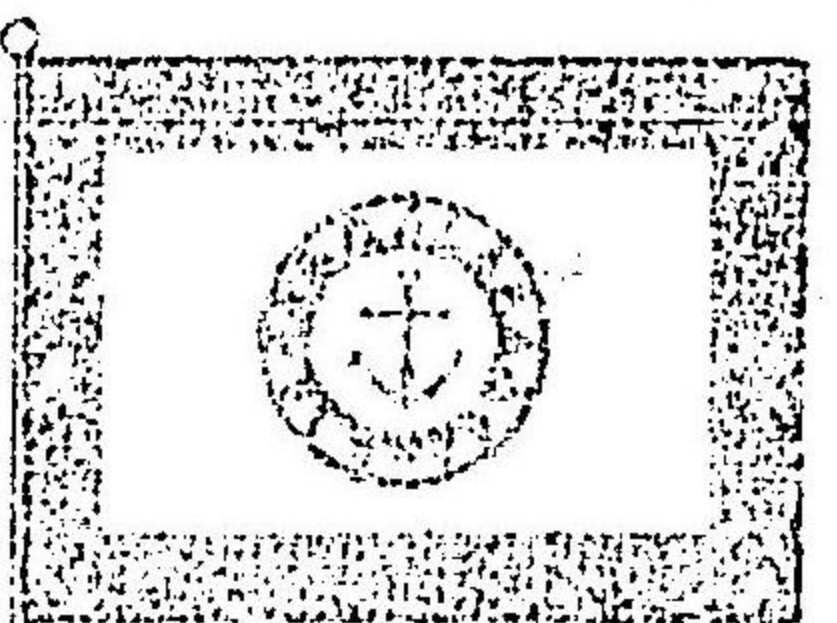
旗國稅



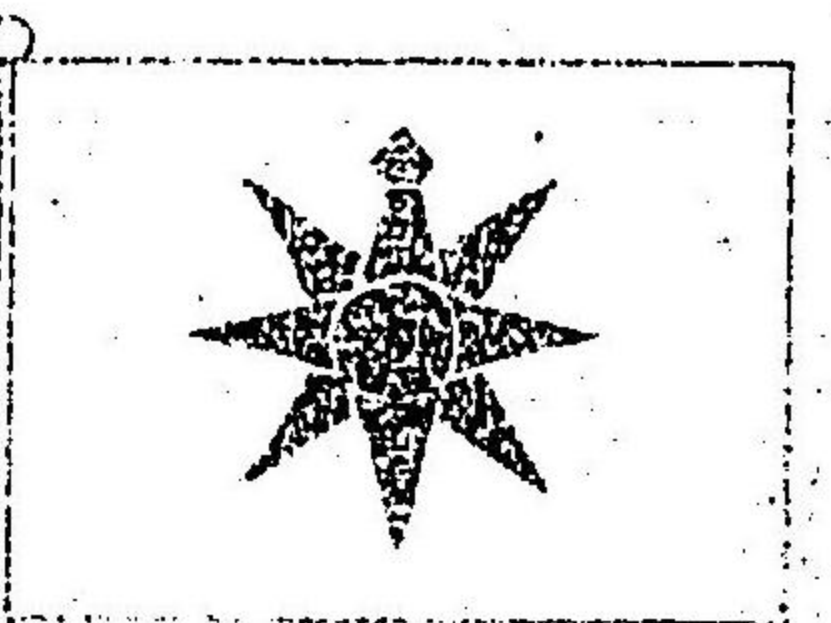
旗長港



旗所理管設標路航

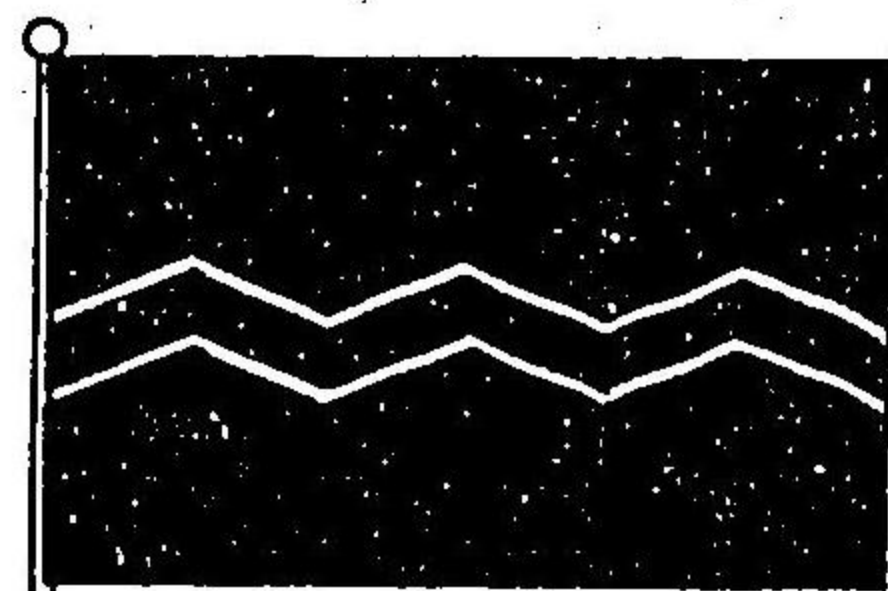


旗限經真真

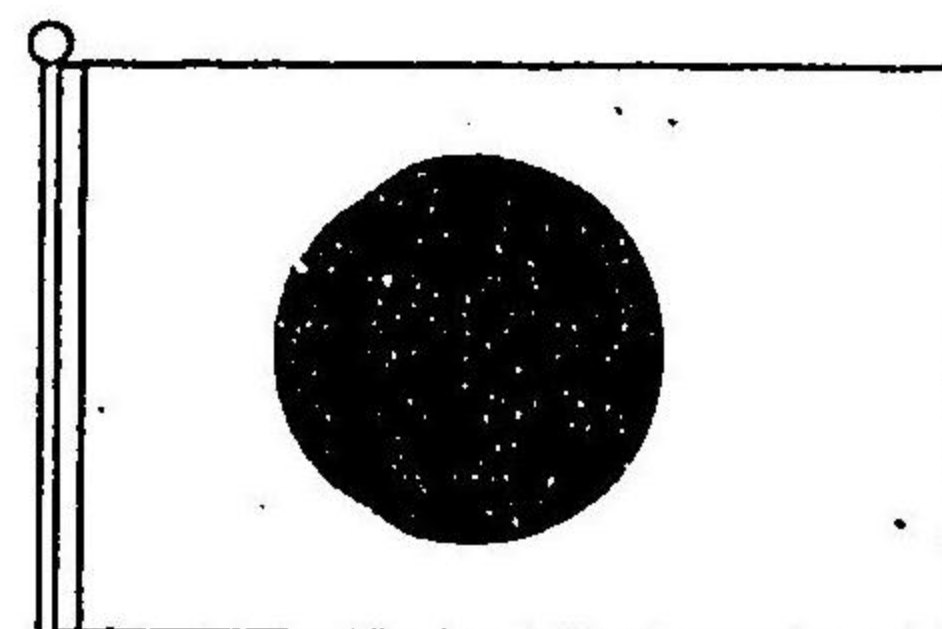


旗夜學新商

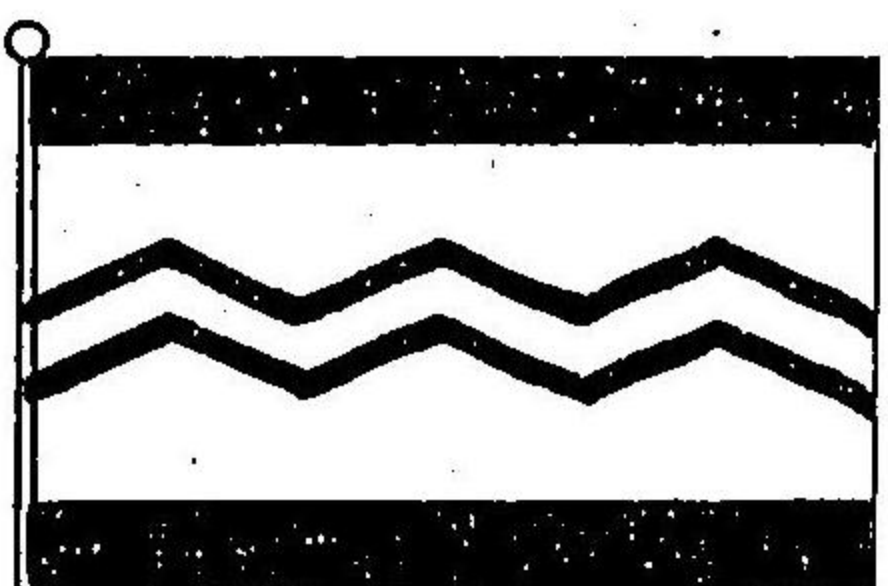
(圖六第)



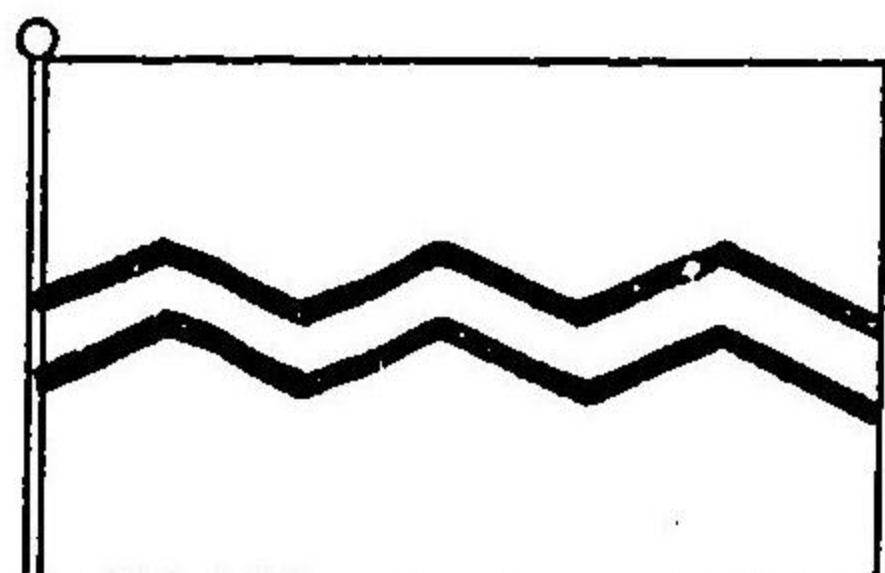
旗直當



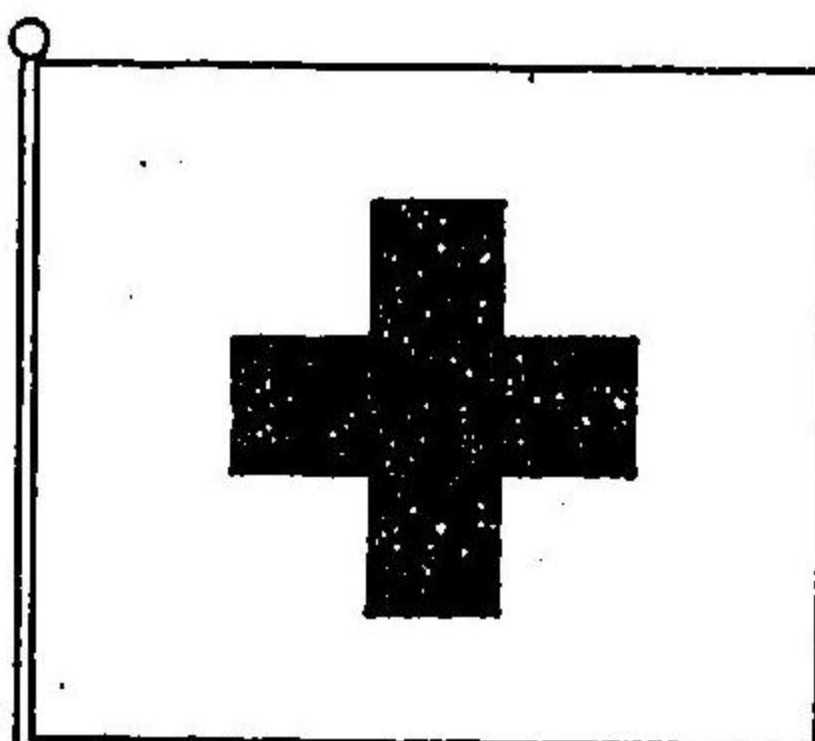
旗首煙



旗船作工

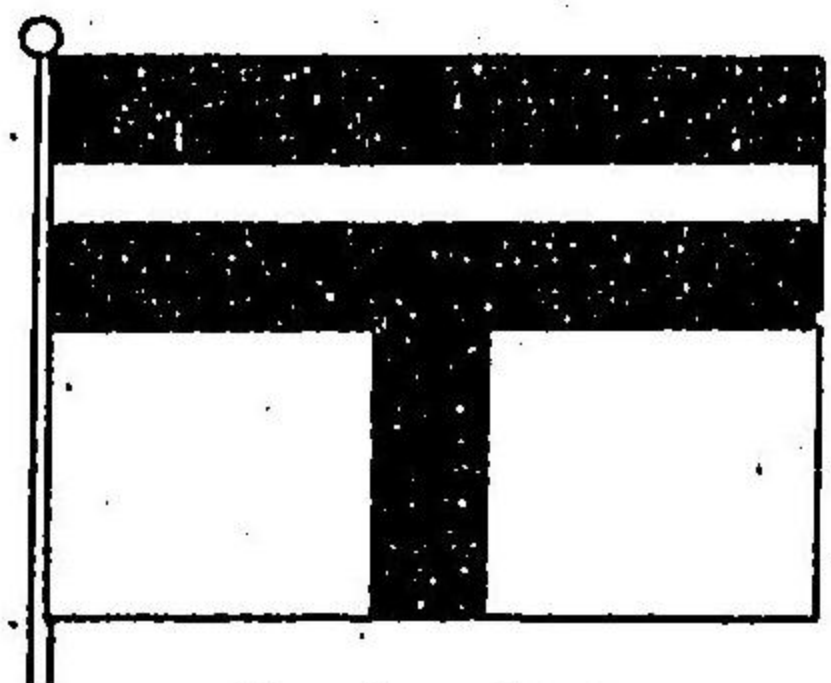


旗船送運

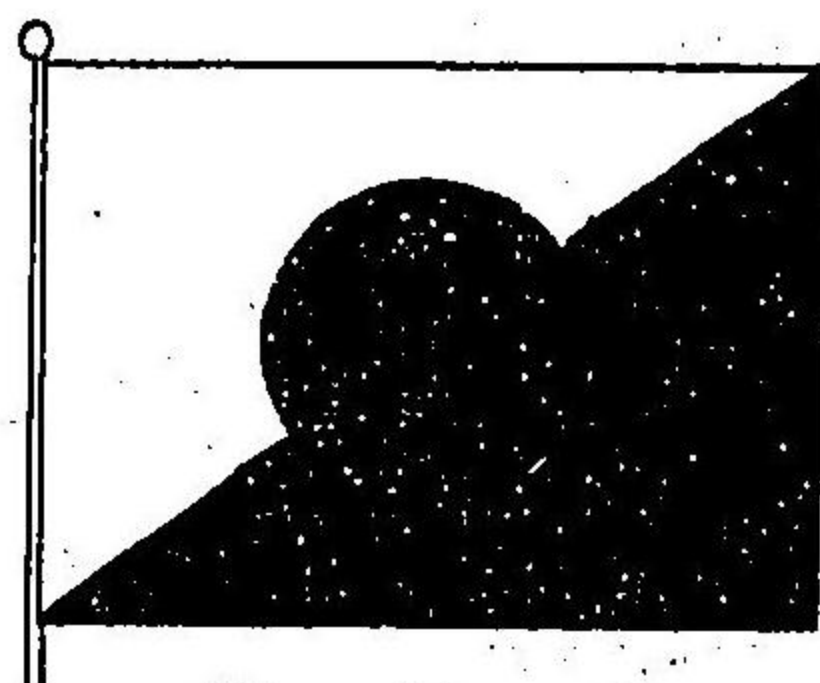


旗字十赤

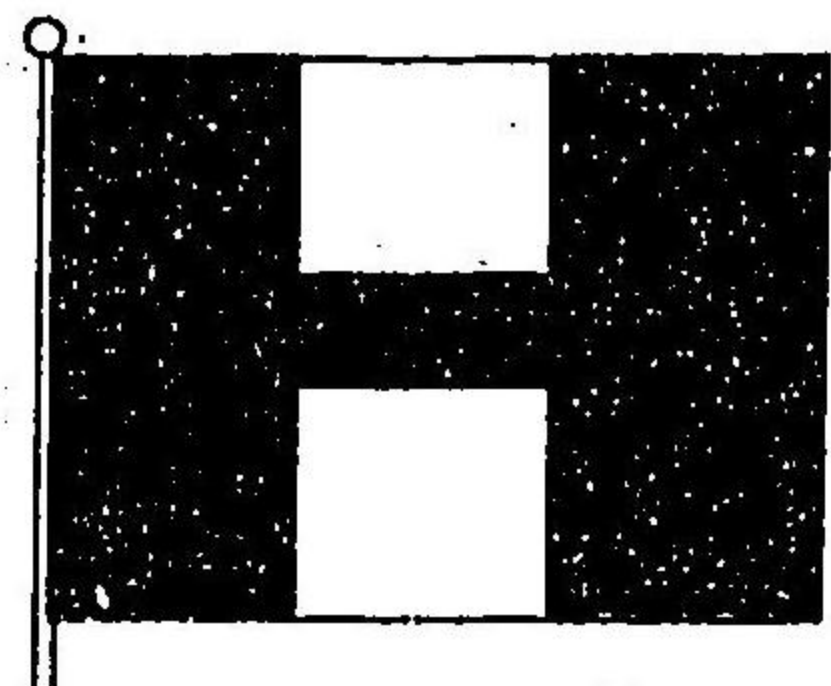
(圖 七 第)



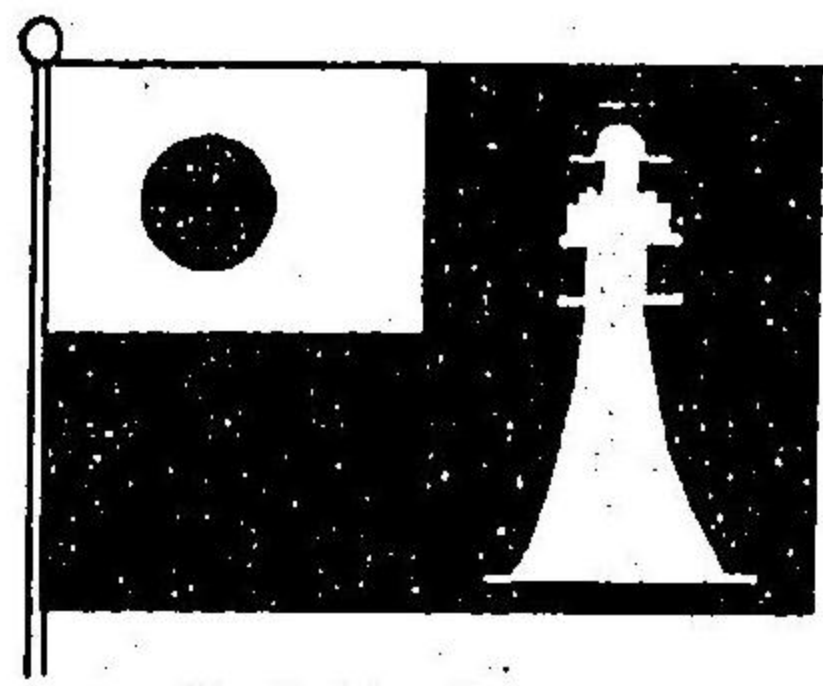
旗 會 信 通



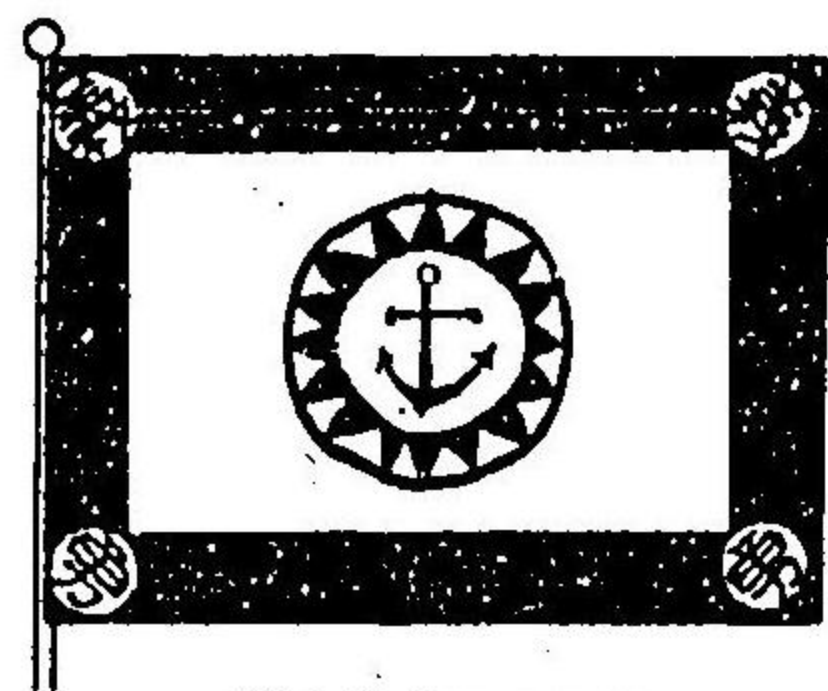
旗 關 稅



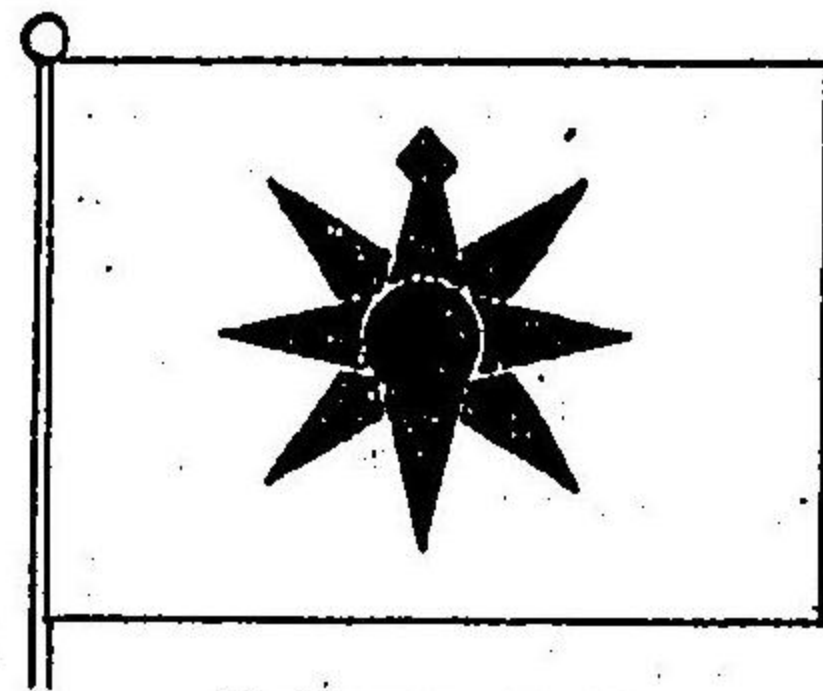
旗 長 港



旗 所 理 管 燈 標 路 航

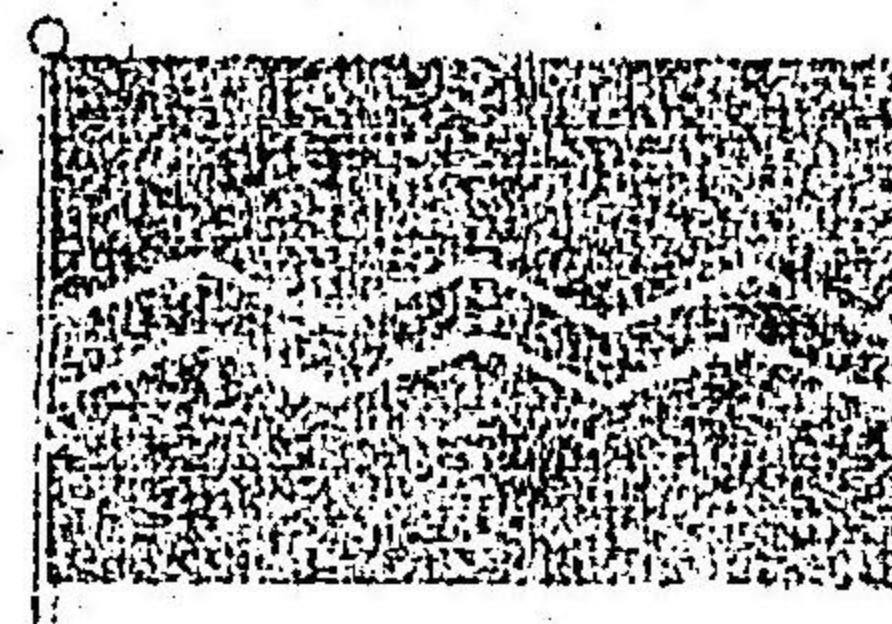


旗 隊 艦 勇 義

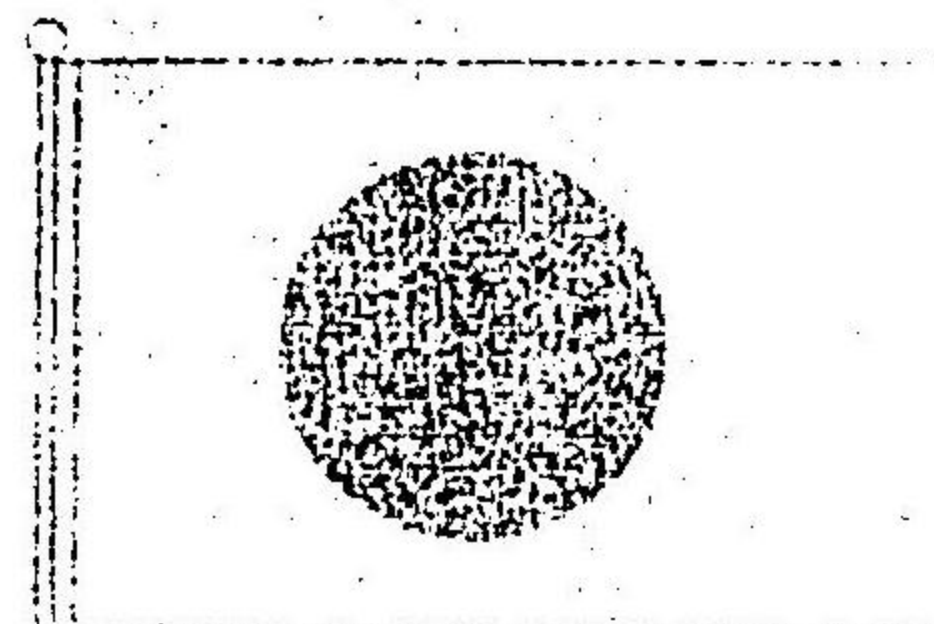


旗 校 學 船 商

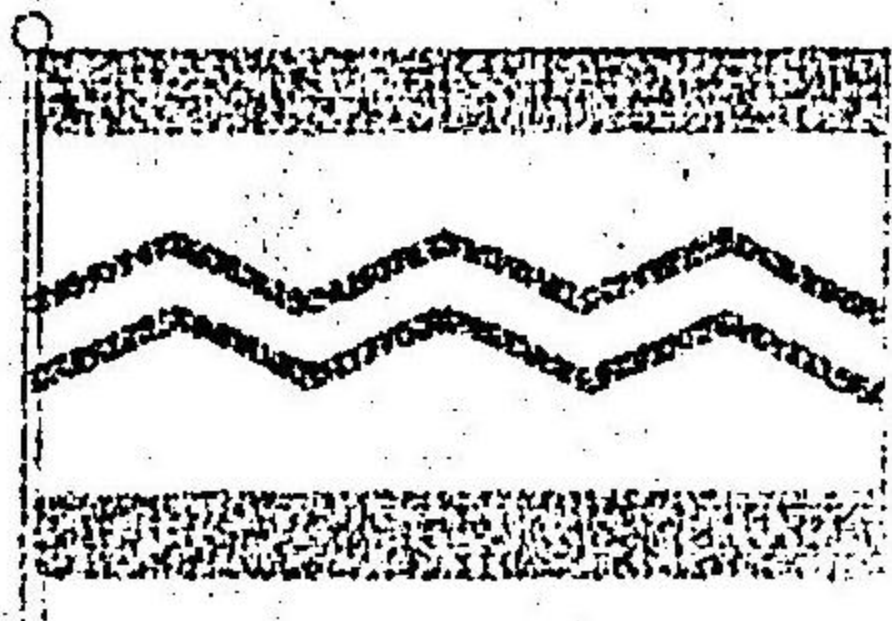
(圖 六 第)



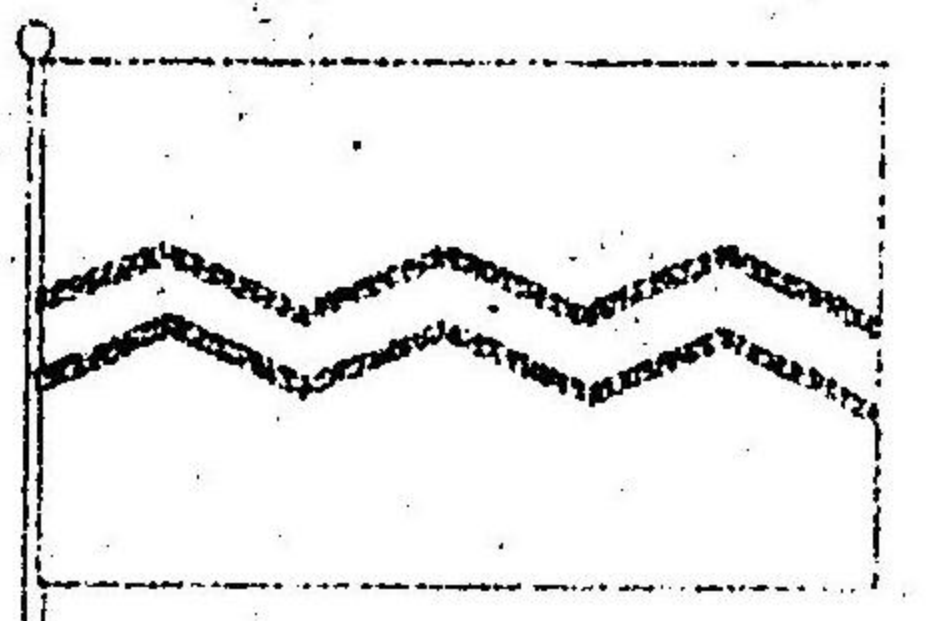
旗 商 密



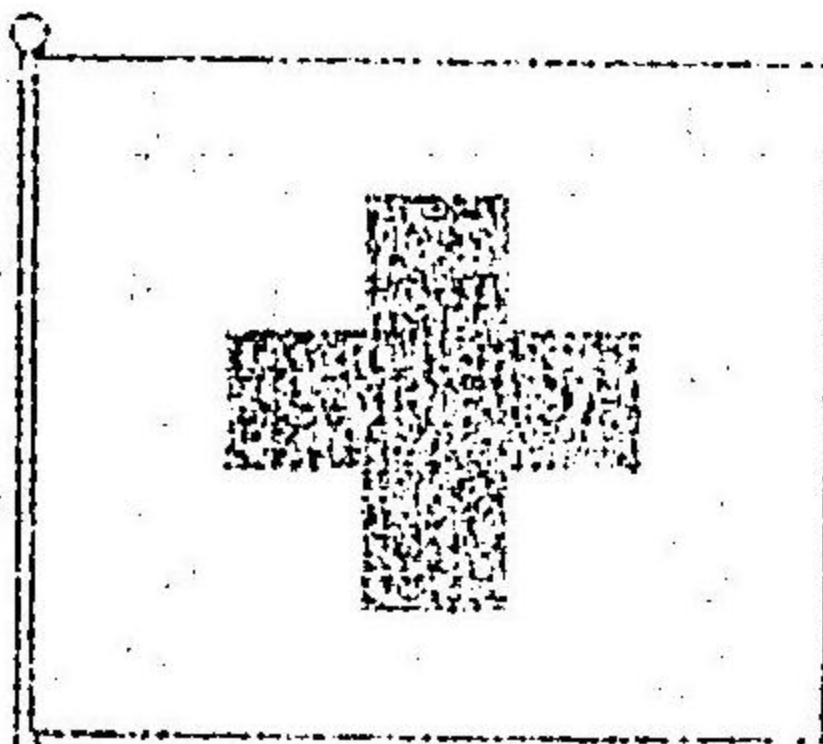
旗 首 燈



旗 船 信 工



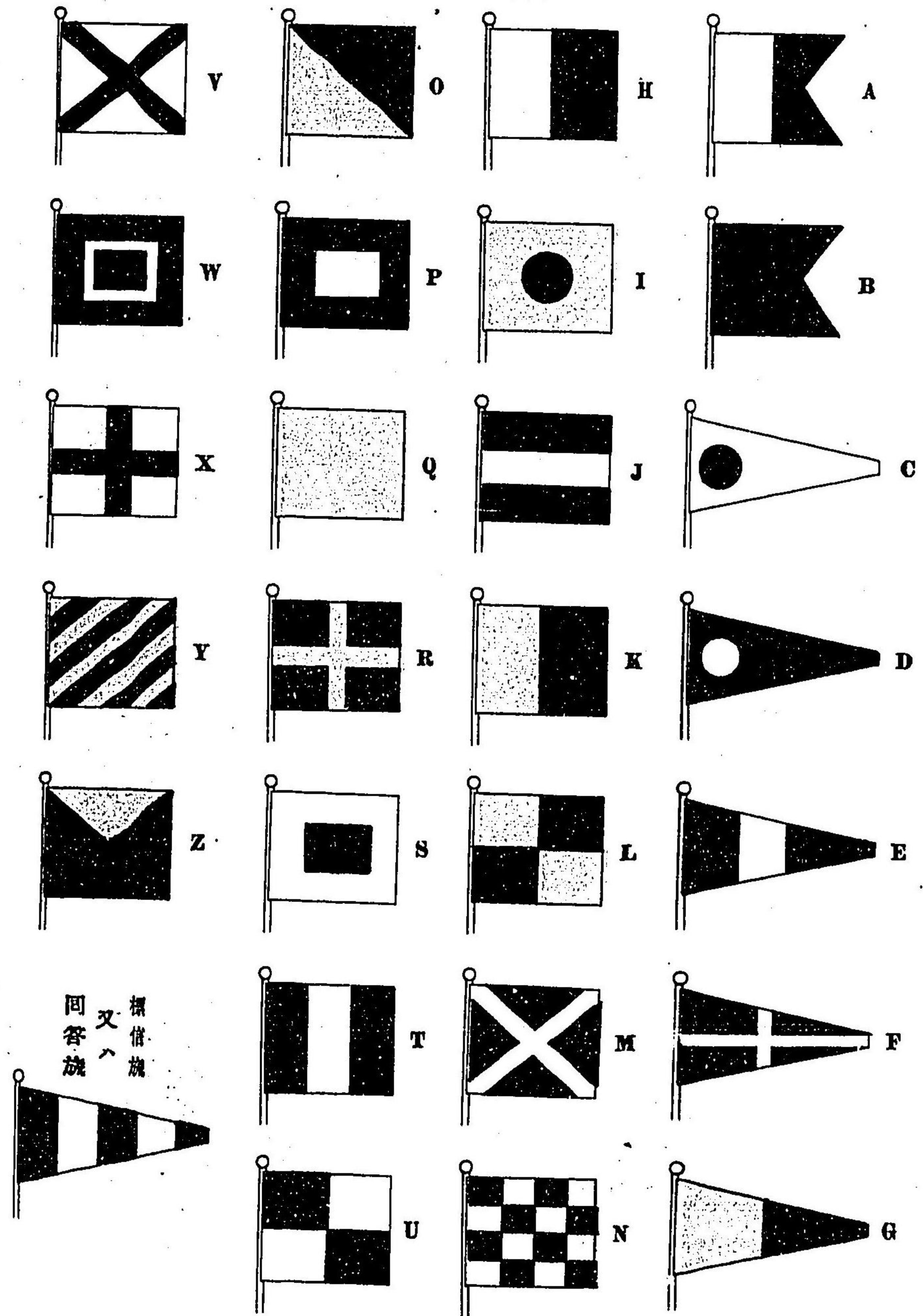
旗 船 送 運



旗 字 十 赤



(圖八第)  
 萬國船隻信號旗



日章旗考 目次

第一章 日章旗の性質及其意義……………四

(イ) 日章旗は我天祖肇國の大御心を表章す……………四

(ロ) 神武天皇東征したまひしとき御旗を用

ひたまひしとせは其御旗は必ずや日章

旗なるへきか……………一〇

(ハ) 應神天皇は果して如何なる旗を用ひた

まひしか……………一四

(ニ) 天皇錦旗の濫觴……………二〇

(ホ) 日章旗の形状色彩的意義……………二二三

第二章 日章旗の發現及其由來……………二二五

第三章 日章旗の制式……………三四

第四章 日章旗其他諸旗章の用法及其

取扱方……………四五

(イ) 船舶法の規定……………四七

(ロ) 刑法の規定……………四八

(ハ) 船舶に於ける國旗……………五〇

(ニ) 國旗を掲げざる船舶……………五二

(ホ) 國旗の掲揚方……………五四

(ヘ) 旗竿は斜めに樹つべきか又は眞直に樹

つべきか……………五六

(ト) 國旗は一流を掲ぐべきか二流を掲ぐへ

きか……………五七

(チ) 軍艦旗の濫用……………五九

(リ) 軍艦旗の特權……………六〇

(ヌ) 紀念軍艦旗……………六三

(ル) 軍艦旗掲揚降下の際の敬禮……………六四

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| (ナ) | 陸軍々旗に對する敬禮……………                  | 六六 |
| (ワ) | 軍艦旗は何故に御親授の典無きや……………             | 六八 |
| (カ) | 軍艦旗の尊嚴……………                      | 七〇 |
| (ヨ) | 日章旗を粗略にすへからす……………                | 七一 |
| (タ) | 國旗は飾物とすへきものにあらす……………             | 七三 |
| (レ) | 交親を表する爲外國々旗の掲揚……………              | 七七 |
| (ツ) | 個人として外國々旗を掲くるときは必ず我國旗を併揚すへし…………… | 七八 |
| (ツ) | 一竿に我國旗と外國々旗とを連掲する……………           |    |

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| (ホ) | ことは斷して不可なり……………           | 八〇 |
| (ナ) | 對外禮儀上の旗章掲揚方……………          | 八一 |
| (ラ) | 國旗問題なる熟語の意味……………          | 八三 |
| (ム) | 國旗に對する惡戲は決して許すへきにあらす…………… | 八四 |
| (ウ) | 國旗は死を以て守るへし……………          | 八六 |
| (エ) | 海軍諸旗章の掲揚法……………            | 八七 |
| (キ) | 國旗を以てする凶禮……………            | 九一 |

第五章 日章旗の神聖及其尊嚴…………… 九三

目次終

日章旗考

帝國教育會々員 眞田鶴松著

緒言

雜誌「帝國教育」再興第二十九號を閲するに。最近全國聯合教育會に於て。我が國旗の性質、意義、制式、用法等を明かにし、之を國民に周知せしむるの方法を講せられんことを、其筋に建議したる旨を記しあり。余は海上一介の武辨にして、敢て建議書中の所謂其筋

なるものに自ら擬するものにあらず。又然かするを得へき身分にあらされとも。日夕國旗即ち日章旗の下に軍職を奉するの一人として、國旗に對する尊敬心は、敢て人後に落ちさることを自信し、個人的に稍該建議書と同一の目的を以て、調査研究せしことあり。學者にあらさる余の調査研究は、識者の一笑をたも贏ち得さるへきも、假令少しにても知て言はさるは忠にあらずと信し、大膽にも茲に日章旗考一篇を草して、敢て帝國教育會に提供することゝなしぬ。教

育家各位の研鑽資料の一端として、涓滴の效ありとせは余の大幸なり。

## 第一章 日章旗の性質及其意義

(イ) 日章旗は我天祖肇國の大御心を表章す

敬しみ度しみて舊記を按するに。天祖天照大御神は皇孫瓊々岐尊を天降らしませるに方り。鏡、璽、劔の三種の神器を之に授けたまひ。專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉<sub>レ</sub>もばら、あがみたまとして、あがみまへをいつくがこと、いつきまつれと宣はせたまへりとあり。記に表はるゝ所は此短文一節に止まれども、其間豈絶大無邊の

大皇謨無くして止まんや。畏かれと。鏡は明なり智なり。璽は信なり仁なり。劔は武なり勇なり。明信武。智仁勇。此三語こそ即ち是れ大皇謨なり。肇國垂統の大御心なり。而して此大皇謨は日章旗實に能く之を表章せり。何を以て然か言ふや。曰く。畏くも天祖大御神を稱して、天照大御神といひ。日神と尊ふは。豈其御徳廣大無邊、恰も日の宇宙に照臨するか如きに言寄せたるにあらざるを得んや。仰て宇宙の大を見よ。森羅萬象何そ限らん。而して日を最も尊しとなし。崇しとなす。我太陽系以外に更

に大なる星系ありとの天文學家の推究學説は茲に言ふの要なし此絶大に尊崇なる日を以て天祖の御諱に配する其微意の在る所豈窺窺すへからすとせんや寰宇の上國を爲すもの多し國と國との競争的に智力武力を發揮せんか必ずや一國一民族を標榜するの標識あるを要す神農氏火徳を以て王たり其色赤きを尙ふの類是なり我天祖の國を肇めたまふや實に宇内統一的にして大慈悲心の發現なり恰も日の森羅萬象を照して偏私する所無きか如し絶體的なり競争的にあら

す博愛同仁の大御心を以てするの大神族の發展にして猜忌征服の我利的小邦家にあらざるなり文字的に之を言はゞ智力武力を以てのみの小規模發祥にあらずして實に智仁勇三徳兼備の大活動なりとす神鏡の明煌々は日の赫々と光を争ひ神聰の溫容靄乎たるは日の生々化育の力に彷彿たり神劔の威武稜々たるは日の照射烈々と全く其趣を同ふす是を以て強て我民族の標識を樹てんとせば日は是なり必ず旗幟を作るの要ありとせば日章旗是なり余か日章旗は大皇謨の表



章なりと言ふ所以なり。たゞ大皇謨は絶體的なり。比較的にあらず。古來我民族に形式上の標識無き所以ならん。豈他と區別する爲に木火土金水何れの徳を以てするか。青黄赤白黒何れの色を以てするか。の要あらんや。

我天祖は絶大の皇謨を有したまへり。吾人は他の國家と比肩しての論説を容るされず。畏くも我皇室に御姓氏無し。姓氏の字を用ふるは恐れあり。妥當ならざるを知るも、他に引用すへき文字無し。我國號も古昔は之れ無かりき。比肩的のあらさるか。故なり。大八洲又は豊

葦原の瑞穂國と稱したまひしは、多くの島とか、瑞穂の生ずること熾なる國土なりとの美稱にして、固有の國號にはあらずなり。後に至り、漢唐の國に對し區別上、止むを得ず。大倭國やまとなる名稱を喚ひ起せり。是れ蓋し皇祖神武天皇の御諱の神倭伊波禮毘古命なるより出てし名なるへしと拜察す。降て征戰對峙のときの表章物の必要起りて旗あり。天子日月の錦旗となり。遂に今日の日章旗となりたるものなることを疑はず。叙上の大皇謨を考ふるに就けても、吾人今日日章旗を

拜いて自ら心氣爽然たらざるを得ず。其淵源の廣大なるを嘆美せざるへけんや。

(口) 神武天皇東征したまひしとき御旗を

用ひたまひしとせは、其御旗は必ずや

日章旗なるへきか。

列聖治國の大御心は、決して征略にあらすして平定に在り。至仁至愛の發現に外ならず。神武天皇の東征に方りて議りたまはく、何れの地に坐さは、天の下の政を平けく聞こし召さんと。嗚呼何そ其大御心の廣大にし

て、圭角無く、大慈悲にして、征略的加味無きことよ。天皇舟師を統御ましまし、豊の國速吸門(今の速見郡)より發したまひ、安岐の多祁利宮を経て、吉備の高島宮に八年坐したるは、始めて征戰の止むを得ざるを見たまひての戰爭準備なりしなり。此征戰の際、彼我の識別として旗幟を用ひたまひしとせは、後世吾人が平和表章色とし視る所の白色旗を用ひたまひしか、又は威武赫々を表現する赤色旗を用ひたまひしか。否々、余は、此際の方りにては、必ずや、日を表現する或物を用ひたまひしなる

へしと思ふ。敢て私見を挿み恐懼々々何となれば。前項  
 已に逃へし所の日と光を争ふへき大皇謨は、須臾も天  
 皇の大御心に離れざるへく三種の神器は、造次も天皇  
 の御床の外に在らざるへし。其大和の國に入り、長髓彦  
 と戦はせたまひ、利あらずして、皇兄五瀬命の傷きたま  
 へるや、天皇曰く、吾は日神の御子にして、日に向ひ戦ふ  
 は良からずと。以て窺ひ見るへし。天皇は、常に日神を體  
 認したまへり。天祖の大皇謨を主旨としたまへり。此時  
 に方りて標識の必要ありとせば、必ずや日章旗を以て

せられたることを疑はず。世上龍を以て神聖視する民  
 族は、龍を畫きたる旗を用ふ。獅又は鷹を以てするもの、  
 星を畫けるもの、弦月を印せるもの、乃至白象を表章と  
 するもの、蛇を徽章とするもの、比々皆其信念を旗幟に  
 表はさるものなし。斯くの如く、世上の他の類例より  
 して歸納するも、日章旗の性質及其意義を窺ひ得へか  
 らずとせんや。何時の頃よりか、我國號を「日の本」と稱す  
 るに至りたるも、天祖の大皇謨を遵由し、日を以て國を  
 表現するものにあらずして、何そや。日章旗、豈之に關聯

無しとするを得へけんや。

(ハ) 應神天皇は、果して如何なる旗を用ひ

たまひしか。

旗の起原を探究するは本書の目的にあらざれとも古往今來、人の意識に變化無きを以て見れば、今日吾人か國旗として旗を尊重する觀念は、必ず往古にても儼在せしは疑無し。應神天皇は天祖の大皇謨と、皇考皇妣の遺烈を承け、文恬武漉、彌榮へに榮へたまふ。後世稱して八幡大神と尊ふは、必ずや幡に由縁無しとせんや。無

意味の稱呼の起る所以無し。此大代に外國新羅百濟等を外國と言ふを得へくんはとの關係始まり、區別表現の標識として幡の必要起り、恐くは、八流の御幡を継へして皇威を海の内外に宣布し、民人を愛撫したまひしものならん。其幡即ち旗は如何なる形式なりしや、史跡乏しく、考證するに由無きも、日を以て大皇謨の表現としたまふ天日嗣の天皇にして、日を度外視したまふことやはあるへき。後世日月の形を印せる錦旗の濫觸は、或は此御治世頃の事なるへきやと思はる。

世に、八幡の文字は佛説より出つ、後世佛説渡來の後其徒の見地よりして、應神天皇に八幡大菩薩の尊稱を上り、牽強的に、釋氏語中の事迹を、我國に附會し來れるものなりと言ふ者あり。嗚呼、是れ何の言そや。我國の立教垂統の實現は、儼乎として天照大御神に在り。實に人類國土山川の成立と、其根源を共にす。此大國教あり。大皇謨あり。其統率府たる天皇に對し、奉り、安そ、外來一家の言、孔子釋氏其他老莊百家の言説乃至基督、マホメツトの教の如きは、余は敢て之を一家の言と稱す。を以て、

御事迹を左右し得べきものならんや。上下百姓の健康なる思想は、決して外來教を宣布する者の爲にする所ある假借的方便措置を、甘受傳稱するものならんや。八幡大神の稱呼の存する所以は、八流の幡を用ひたまひし、現實事迹ありしに疑無し。假令佛家の假借的流説ありとするも、天皇の御稜威に、毫末の雲翳を及ぼすこと無し。日を以て大皇謨の表章とせらるゝ大御心の宣布、八紘に及び、八流れの御幡、輕島の明らの宮に翻翻たりし、當時の盛事は、思ひ見るたにいと畏し。

附 弘法大師か、大日如來を本地とし、尊崇し、眞言密教を唱へ、意を日に寓し、自ら遍照と呼び、日蓮上人か、朝々日を拜し、日を以て妙法蓮華釋教の眞髓なりと喝破し、自ら日蓮と稱したる如きは、豈我國天祖の大皇謨を、佛説的に祖述せしものにあらずとせんや。余は佛典には全然盲者なり。佛典中果して意を日に寓するの教旨ありとせば、釋氏は微妙にも一家の言として、我大皇謨の一端に造詣し、得たれと見るべきなり。余は今日世道人心を維持し發

展するの途は、恐れ多くも、大皇謨を繼承したまへる、我天皇陛下の大御心、教育勅語、其他の御勅諭を奉戴するに在り、其表章たる日章旗を尊敬するに在りとす。今日、信教自由なりと宣したまへる盛世に膺りて、儒教、佛教、基督教、何れも世道人心に益無しとは言はさるも、我大和民族の大抱負、立脚地よりして見れば、今日の所謂宗教は、未たし未たしと言ふを憚らす。及大國主神を大黒神とし、事代主神を惠美須神とし、吉凶禍福を之に祈り之に賽する

如きは、神祇を瀆すの甚しきものにして、斯くの如き淫祠迷信の徒の多きは、余の慨嘆し措く能はざる所なり。世の教育家の猛省指導を煩はすべきなり。是等宗教的觀察に就ては、本書の目的にあらずるも、日章旗の尊嚴に關聯し、餘波として、數言を添ふることに爾り。

(二) 天皇錦旗の濫觴

舊史に、文武天皇、大寶元年正月朔日、大極殿に御して、朝賀を受けたまふとき、正門に日月の旗を樹てたまふ

とあり。是れ蓋し大元帥大蘇、日月を金銀にて打着けたる錦の御旗の濫觴なるなからんや。其以前日本武尊の節刀を奉して東征したまへるときのこととは、言ふも畏し。其以後、後醍醐天皇の御代、護良親王が、百難を排し征戰に勞苦したまふに方りて、大和國芋瀬庄司の手に、錦旗を奪はれたまひ、村上義光之を奪ひ返せし事迹より考ふれば、此時代には天皇又は皇子の六軍を統率したまへるときの大蘇は、儼然として錦旗たりしに疑無し。此時代には、已に源氏に白旗を、平氏に赤旗を賜ひしよ

り、遙か後の事として、大元帥陛下は特に錦旗を樹てたまふの制となれるものならん。其錦旗には、金、銀とて、日月の印を打着けあるこそ、妙しくも尊からずや。日を大皇謨の表現としたまへる天祖の大御心、萬年朽ちすと謂ふへし。豈敬虔尊重せざるへけんや。明治の初、有栖川宮殿下は、錦旗を樹て、東征の軍を統へたまふ。畏くも其錦旗は、往古護良親王の時代以來、御傳承ありて其制式を同ふしたまへるものならん。嗚呼、古今對照、大御稜威の表現、其軌を一にす。豈偶然ならんや。

(ホ) 日章旗の形状色彩的意義。

日章旗の性質は、以上(イ)乃至(ニ)に於て記せし如く、實に天祖の宏謨に淵源す。我國の大皇謨こそ、即ち日章旗なりと謂ふを得へし。其意義に至りては特に説明するの贅辯たるを覺ゆ。天祖の遺訓、歴代天皇の大御心こそ、日章旗の意義なりと、是れ亦謂ふを得へし。たゞ、恐れ多きことなから、敢て、形状と色彩とに依り、蛇足的に之を言は、左の如くならんか。

一、日章は日を表章とするの大皇謨を象りたまふな



らん。又鏡なり、璽なりと、拜し奉るへきか。劔を露は  
したまはさるこそ、止戈の意義にも適ひて、特に微  
妙なりと、拜し奉るへきか。

二、紅色は、武也、勇也との表章とこそ、拜し奉るへきか。

三、白色は、明なり、智なり、信なり、仁なりとの表章とこ

そ、拜し奉るへきか。(第一圖)

嗚呼、余は是以上を言ふを得ず。草莽の臣敢て大僭越  
の言辭を弄し、恐懼措く所を知らず。筆して茲に至り、腋  
下に冷汗の流るゝを覺ゆ。

## 第二章 日章旗の發現及其由來

日章旗は、前章に述べたる如く、其淵源實に天祖に在  
り。但た今日用ふる白地に紅の日の丸を以てせる日章  
旗の發現は、後醍醐天皇笠置御幸のとき、官軍には總て  
之を用ひしめられたるものゝ如し。聞く所に依るに、大  
和國吉野郡堀某の家に珍藏する、後醍醐天皇所賜の日  
章旗は、今日の日章旗と毫も異なる所無し。只其乳ある  
は、時代の風習の然らしむる所なり。乳のあるこそ、其事

迹の確實なるを證すと謂ふへし。(第四圖)

弘安の役。將軍維康親王は、士氣を鼓舞する爲、僧日蓮を召し、筑前今津の本營に樹つへき牙旗を按せしむ。日蓮は八大龍王か旭日を圍める圖を畫き、其旭日の中に南無妙法蓮華經なる題目を書きて上れりと云ふ。(此牙旗、圖らすも今日仙臺市三上某の家に在りと言ふ。)日蓮、佛乘的に大皇謨を翼贊するの精神、幾微の間に隱顯せずとせんや。たゞ其旭日の中に題目を記せしは、自家自説本位を以てする、僭越行爲とも見るへく、日章旗の尊

嚴を瀆したりと謂ふへきも、彼れ日蓮か我國の歴史に通曉し、大國難の秋に於て、國謨(大皇謨と謂ふに同じ)の觀念と、日章旗との間に、密接なる關係のあることを寓したる、當意即妙の措置には、感服の外無し。日蓮も、亦大和民族の一人たるに、耻ぢすと謂ふへし。

後に至りて、日章旗を軍陣に用ひたるは、武田信玄、上杉謙信、伊達政宗、皆然りと聞く。豊臣秀吉か、朝鮮征伐のとき、亦日の丸の旗を掲げ、船名を日本丸と稱したりとかや。山田長政は、暹羅國にて、旭日旗を用ひ、現に同人か

駿河淺間神社に奉納せる扇額には、旭日旗を掲げたる兵船を畫きありと謂ふ。徳川家康も、亦三葵の旗の外、戦陣に日章旗を用ひ、寛永十一年には、幕府の有司相議して、日の丸を公儀の徽章となせしことありと云ふ。見るへし、戦國兵馬倥傯の間にも、武家專斷の幕府時代にも、我國謨の表章たる日章旗は、到る所に利用せられ、濫用せられたるを以て知るへし、日章旗は、古往今來、威嚴稜稜たることを、然れとも、實に日章旗は國謨の表章なり。一家の徽章として私有すべきものにあらざるなり。(軍

扇に日の丸を畫ける。亦日章を彰はせるに、外ならずと謂ふへし。)

足利氏の末に當り、明國の邊土を侵せし所謂倭寇なるものは、扇を以て標識となし、扇の翻々せること、胡蝶に似たるを以て、明人は之を胡蝶軍と呼びたりとそ。又其船印は、白旗に八幡の二字を題したるものにして、其船を八幡船と稱したること歴史に見ゆ。是れ偶然にも、我國公設の外征軍ならずして、私團の外寇軍か、我國公有の日章旗を使用せさりし一事實なりとす。

降りて、徳川幕府の末期に近づき、嘉永六年十一月、島津家に於て大船十二艘を作り、幕府の許可を得て、之に異國船と相紛れざる爲、白帆毎に朱にて日の丸の印を附け、別に小旗にて日章旗を用ひたりと云ふ。是れ海上に於て、日章旗か、對外的に大日本を標するの端緒なりき。其以前、錢屋五兵衛、高田屋嘉兵衛か、其持船に如何なる旗を樹て、對外標識とせしやは不明なり。此時代には、帆に明かなる徽章を附するの風習ありと見ゆ。其小旗は即ち今日の船尾に樹てる旗竿是なり。旗竿のこと

は第四章中に詳述す

安政元年七月十一日、時の幕府の首席老中、阿部伊勢守、令して曰く、大船製造に附而は、異國船に不紛様、日本總船者、白地日の丸、幟相用ひ候様、被仰出候。且又、公儀御船の儀者、白紺布交りの吹貫を、帆の中柱に相建て、帆の儀者、白地中黒に被仰付候條、諸家に於ても、白地中黒は不相用、遠方にても見分け候様、帆印銘々勝手次第相用可申候。〔下略〕と此令達を更に分り易く説明すれば、日本國の大船は、異國船と紛れざる爲、總て船尾に白地日の

丸○幟○を樹つへし。徳川幕府の船は、別に中樞頂に、白布紺布交りの吹貫きを建つることとし、又帆印として其面に、白地中黒の徽章を附す。諸家の船の帆印は、白地中黒を避け、遠方より見分け得る様に、銘々勝手の徽章を用ふへしとなり。斯くて日章旗は、日本船舶の國籍を表はす記章となれり。吹貫き及帆の徽章は、後にいたり自然消滅す。安政六年正月二十日に至りて、日章旗は、大船御國總印となすとの令あり。文久三年八月七日に至りて、一般御國標として、日章旗を用ゆへしとの公達あり。茲

に至り、法令上、日章旗は、海上にも、陸上にも、我國を標することとなりたり。

## 第三章 日章旗の制式

明治維新の後、海に、陸に、一定の大日本帝國旗を制定せらるゝの必要ありて、更に確實に制式及用法等を示されたり。其他國旗に關する諸法令は、今日まで發布せられたるもの頗る多し。今余は一々其全文を茲に揚くるの煩を避け、拔萃的簡潔に之を述べん。其詳細に至りては讀者請ふ法規大全を繙け。

明治三年正月二十七日、布告第五七號を以て、日本國

旗は白布に日章となし、旗の縦幅は其横幅の三分の二、日章の位置は、旗面の中心とし、其直徑は、旗の縦幅の五分の三と定められ、西洋形船舶は、必ず之を掲ぐべく命ぜられたり。第一圖且つ旗を大中小の三に分ち、祝日祭日には大旗を掲げ、常日には中旗若くは小旗を掲ぐることとせられたり。

註 大中小の旗の寸法をも定められたるも、今日強ち其寸法に従ふにも及はざるへし。只縦幅と横幅との比例、旗に對する日章の位置、及其直徑の旗幅に

對する比例は、今日にても、一般に此布告に従はさるへからさることと思ふ。

明治三年五月十五日、布告第三五五號を以て陸軍御國旗を定められたり。目今の聯隊軍旗の起原は是なり。目今の歩兵聯隊軍旗の制式は、明治十八年三月改定せられ、騎兵聯隊軍旗の制式は、明治二十九年九月改定せられたり。(第三圖)

明治三年十月三日、布告第六五一號を以て、海軍諸旗章を定め、始めて御旗(目今の天皇旗の前身)皇族旗、將旗、

長旒等を定められたるも、其詳細は茲に略す。

此布告第六五一號を以て、海軍諸旗章を定められたる中に、御國旗(日章旗)の制式をも更に定められて、之を軍艦旗并に艦首旗として用ひしめられたり。此時の御國旗の制式は、上記布告第五七號のものに比し、日章の直徑に於て、少許の相違ありたり。但し此布告第六五一號は、其後海軍旗章條例の改正と共に廢法となりし故、從て此御國旗の制式は自然消滅と看做すべく、御國旗の制式は、今日にては、依然として、上記明治三年正月二

十七日布告第五七號に依るべきものとす。

明治四年十一月二十九日布告第六二六號を以て、海軍諸旗章を改定せられたり。中に海軍旗なるものを定められたるも、其後海軍諸旗章は数回の改正ありし結果、今日にては、此時の海軍旗を海軍大臣旗として用ひらるゝに至れり。

明治五年三月二十八日、東京府知事の伺に依り、祝日祭日には、人民一般に國旗を掲ぐべきことを令せられたり。

明治六年十二月二十四日布告第四一六號を以て、海軍諸旗章を更正増補せられたり。

明治八年十二月十日布告第一八八號を以て、海軍諸旗章の中、御旗及皇族旗を改定せらる。即ち、此時までは、御旗は、龜甲形錦地の表面に金日を、裏面に銀月を附しありしに、紅地に表裏とも白色菊花御紋章と改められたるなり。(此白色菊花御紋章は、後に至りて、更に金色菊花御紋章と改められたり。)

明治十年七月九日布告第五二號を以て、外國へ渡航



の帝國船舶は、大小の別無く、必ず國旗を掲揚すべく令せられたり。

明治二十二年九月三十日宮内省達第一七號を以て天皇旗、皇后旗、皇太子旗、皇族旗を制定したまへり。

明治二十二年十月七日、勅令第一一一號を以て、從來の海軍諸旗章を廢し、海軍旗章條例を發布せられ、天皇旗、皇后旗、皇太子旗、親王旗、海軍大臣旗（元の海軍旗）、將旗、代將旗、先任旗、長旗（以上第五圖）軍艦旗（第二圖）艦首旗、當直旗、運送船旗、要招水先旗、海軍病院旗（以上第六圖）を制

定せられたり。此勅令にて、天皇旗は元紅地に白色の菊花の御紋章なりしを、金色の菊花御紋章に改められたり。此天皇旗は、行幸鹵簿の先驅者之を捧持すること、又臨御の官衙乃至乘艦艇に之を掲ぐることは、今日衆人親睹する所の如し。皇后旗、皇太子旗、親王旗之に準ず。親王旗は後に至り、復た皇族旗と改稱せられたり。軍艦旗は第二圖に示す如く、日章に十六個の紅色光線を附せられたるものにして、同じく是れ日章旗たることを失はず。此軍艦旗は、軍艦、水雷艇其他海軍所屬の船舶に限

り、之を掲げしめらるゝものにして、實に、明治二十二年十一月三日より、之を實行せしめられたるものなり。又此軍艦旗を制定せられし結果として、從來海軍旗章條例中に明記しありし、御國旗即ち白地日の丸の日章旗は、同條例中に跡を絶ち只艦首旗(第六圖)として、同制式のもの、を同條例中に存することとなれり。

海軍旗章條例は、其後明治二十九年十二月二十四日、勅令第一號を以て、全部改正せられ、又明治三十一年勅令第一六號、明治三十七年勅令第二號を以て、小部分を

改正せられたるも、其要點は、親王旗を皇族旗と改め、將旗を大中少の三種に分ち(第五圖)新に司令旒(第五圖)、工作船旗(第六圖)を制定せられ、要招水先旗を廢し、海軍病院旗の名稱を白地赤十字旗(第六圖)と改められたるのみ。

卷首に掲ぐる諸旗章圖は、何れも現制の法例に依りたるものなり。

附、明治三十一年府令第一一二號を以て臺灣總督は臺灣に於ける船舶の掲揚すべき國旗のことを定

めたり其規定は前記明治三年正月布告第五七號  
と其内容略ほ同し。

#### 第四章 日章旗其他諸旗章の用法

##### 及其取扱方。

日章旗は前敷章に詳説する如く、實に我國謨の表現  
にして、我國家の標識なり。日章旗は大日本帝國を代表  
せり。實に我大和民族の生命なり。神聖にして尊嚴なり。  
決して之を一片の布なりと言ふなかれ。決して之を一  
種の裝飾物として視るを許さず。須らく無上の敬虔心  
と、至大の愛撫心(國民的自負心を含む)とを以て、之を使

用い之を取扱ふへし。

天皇旗、皇后旗、皇太子旗、皇族旗の尊嚴なることは言はずもあれ、軍艦旗は、其實亦是れ日章旗なり。其他諸旗章の用法取扱は、豈慎重にせざるへけんや。

余は、我國人が旗章に對する觀念の、比較的冷淡なるやを疑ふ。全國聯合教育會の建議の主旨も、亦余と、其感を同ふし、之か匡正策を講せんとせらるゝに在ること疑はす。余は、不敏を省みず、茲に法規に依ると、余の卑見とを、玉石混濬して斷片的に記述し、大方の教を請はんとす。

(イ) 船舶法の規定

明治三十二年法律第四六號、船舶法第二條第六條には、帝國船舶に非ざるものは勿論、帝國船舶と雖、國籍證明書を有せざるものは、帝國々旗を掲ぐるを得すとあり。其第七條には、帝國船舶は、所定の法令に従ひ、帝國々旗を掲げざるへからすとあり。又其第二十二條には、帝國船舶にあらずして、國籍を詐る目的を以て、帝國の國旗を掲けたるもの、若くは帝國の船舶にして、國籍を詐

る、目的を以て、帝國々旗に非ざる旗章を掲けたるときは、何れも、其船長を罰するか、又は其船舶を沒取すとあり。其第二十六條には、帝國船舶にして、所定の法令に遵ひ、帝國々旗を掲げざるときは、船長を所罰すとあり。見るへし、船舶に於て、我國旗即ち日章旗に關する取扱方の鄭重なるへきこと、如何に嚴正なるかを。

(ロ) 刑法の規定

明治四十年法律第四五號、刑法第九十二條に、外國に對し、侮辱を加ふるの目的を以て、其國の國旗其他の國

章を、損毀又は除去したるものは、懲役罰金に處すとあり。見るへし、我權利を伸へんとせは、先つ他人の權利を尊重すへきの教は、此明文に躍如たるを。人或は問はん、刑法に、我國旗に關する制裁の明文無きは、法文の不備にあらずやと。余は之に答へんとす、曰く、假に之を法文の不備なりとせば、其不備ならしめたる理由こそ、深且遠なり。吾人の誇りとすへき所なりと。此余か不言の理由に就ては、教育家こそ、定めて莞爾として首肯せらるる所なるへし。

(ハ) 船舶に於ける國旗

船舶は、官有たると私有たるとを問はず、何れも、其本國に船籍を有すへきものにして、苟くも船籍を有するときは、海洋内外國何れに在るを問はず、其船尾の旗竿に、本國々旗を掲くへきものとす。我國の船舶は、正當に、公明に、之に日章旗を掲くへし。決して、他の旗章又は他國の旗を、之に掲くへきものにあらず。

船尾旗竿は、其船の國籍を表する唯一の國旗掲揚所なり。或る場合には、此船尾旗竿の代りに、後檣後部の斜

竿に掲ぐるも可なれとも、今日の船舶は、大抵は、船尾旗竿にのみ掲ぐる習慣となれり。

我國には、税關旗、遞信省旗、航路標識管理所旗、港長旗、商船學校旗、義勇艦隊旗、(第七圖)等、あれとも、是等は、船舶の檣頂又は桁端或は船首に掲くへきも、決して後部旗竿に掲くへきものにあらず。私立會社の旗章亦同し。但し、港内に往復する「ランテ」端舟、舢舨舟の如き、輕便の船舟には、國旗を略し、一時代ゆるに是等の旗章を以てせるも、敢て妨無し。

余は、海洋航行中の大形船舶にして、國旗を掲ぐべき船尾の旗竿に、國旗を掲けずして、上記の如き特別旗を掲けたるものを見たることあり。咄々怪事。其船長の迂愚を氣毒なりと感す。蓋し、其特別旗を以て、其特別資格を表明するの便利はあらんも、貴重なる國旗掲揚權を、自ら殺きしものと謂ふへし。特別資格を表明せんとせば、船尾に掲ぐる國旗の外、檣頂に特別旗を掲ぐべきなり。一般海客の注意を望むことにこそ。

(二) 國旗を掲げざる船舶

上記の如く、大小船舶は、總て國旗を掲ぐべきものなれども、修理等の場合に、港内碇泊久しきに涉るとき、外洋を航し視界に他の船舶のあらざるとき、強風烈雨中なるとき等に於ては、強ち國旗を掲ぐるに及ばざるべし。

殊に、漁舟の如きは、假令外洋に在るときにても、必しも國旗を掲ぐるにも及ばざるへし。然れども、余は思ふ、苟くも我國民たるもの、誰か日章旗を謳歌せざるものあらんや、然る上は、假令小漁舟にても、我國人之を操

縦すとせば、日章旗の一流位は、常に所有して然るへし。蓋し日章旗は、吾人の生命なれはなり。

(ホ) 國旗の掲揚方

我國人の風俗習慣は、旗竿は、白黒塗り分けとし、竿頭に金色球を附するの例なれとも、こは、強ち此の如き制式あるにあらず、無地の竹竿にても、木竿にても、可なり。竿頭に金色球を附せざるも、黄色球にても、白色球にても、三角球にても、又は全く球を附せざるも可なり。たゞ、之に掲ぐる國旗は、必ず充分に竿頭に密着して掲ぐべ

し。竿頂と旗の上縁との間に、寸分の餘隙無き様心掛くへし。旗の上部に餘隙を存するは、凶禮の場合の旗の掲揚なり。(凶禮の事は後文に述ふ)

余は、祝日祭日等に當り、家々の軒頭に往々此凶禮を表すへき國旗の掲揚方の實現するを認め、實に寒心に堪えざるなり、掲揚者の意を忖度するに、「あんまり一杯に掲ぐるは、尻からげの如くにして、見つとも無し」と言ふに在りて、凶禮の場合のことに氣付かざるならんなれとも、余輩の見たる眼には、實に、不愉快、不面目に感す



るなり。歐米人は、如此事柄には、流石に、先進の風習あり。彼等をして、祝祭日に於ける、我國家々の凶禮を目撃せしめなは、必ず張目して驚くことならん。心すへきことにこそ。

(へ) 旗竿は、斜めに樹つへきか、又は眞直に

樹つへきか。

我國都會人士一般の風習は、門又は軒に沿ひ、旗竿を斜めに樹つるの例なれとも、田舎人士の、門内に餘地ある家には、門内に、特に大旗竿を樹つるか、又は門垣に沿

ひ一旗竿を樹つるを、往々に、見る。余は、前者を違法なりと言はす、人家櫛比の都會にては、さもあるへきことなれとも、直立は物事の正しき事を表現す、余は、後者の方奥床しと思ふなり。都會人士にても、苟くも門庭に餘地あるの家には、後者の如き旗竿の樹て方を、實行せられんことを希望す。

(ト) 國旗は、一流を掲ぐへきや、二流を掲ぐ

へきや。

富家には、國旗二流とし、其旗竿を、門前に斜めに左右

交叉したるを、往々に見るも、余は、貴重なる此國旗は、一流を掲ぐる方、却て、奥床しく、國旗の尊嚴之に在りと思ふなり。二流を掲ぐるは、決して違法にあらざるも、余の眼には、少しく濫用の如くに見ゆるなり。或人曰く、「二流を掲ぐれば、賑やかにて良し」と。余曰く、「祝日、祭日に國旗を掲ぐるは、國民として、祝意を表するなり。飾り物にあらず、賑やかしに、あらず、幔幕代用にあらず、一流を高く掲ぐる方、嚴肅にして、祝意籠もれるに、孰爲そや」と。

#### (十) 軍艦旗の濫用

軍艦旗は、上記の如く、軍艦、水雷艇、又は海軍所屬の船舶に限り、之を掲ぐべきものにして、其性質として、他に濫用すべきものにあらず。然るに、個人の家、往々、軍艦旗又は之に類似する旗を掲ぐるを見ることあり。軍艦旗の日章の中心は、旗面の中心に在らず。勿論、此の如き、光線十六條の附着したる日章旗を掲ぐへからずとの制裁は無けれども、小兒の玩具よりして、大人風化したる形迹ありて面白からず。余は個人の家には、單一貴重の

日章旗のみを掲ぐるを國民として奥床しと感するなり。

(リ) 軍艦旗の特権

個人は、條約上、外國に行くときは、其國の法律に服し其國に納税するの義務あり。治外法權の場合を除く、之と同じく、普通の船舶も、儼然たる國籍を有すとも、外國の港灣に入るときは、其國法に従ひ、要すれば、納税の義務をも生ずるなり、たゞ、軍艦旗を掲ぐる艦艇は、何れの國如何なる海洋に到るとも、其艦艇内は、依然として本

國の領土にして、何等外國の法規に従ふの義務無し。港則に従ふこと、使用の繋留用具の損料を拂ふ等は、別問題なり。従て、外國の罪人搜索權は、艦艇内に及ぶと無し。軍艦(水雷艇、其他軍艦旗)を掲ぐる船舶皆同じ、茲に軍艦と略稱す。には、如此特權を附せられある故に、一見して軍艦と商船とを區別し易からしむる爲、明治二十二年十一月三日後、特に軍艦旗制定せられたるものなりと思はる。

軍艦旗の性質叙上の如し、茲に、或人は、然らは何故に

佛國の如き米國の如きは、軍艦と商船とを問はず、同一の國旗を掲ぐるやと、問ふならん。然り、尤も至極の間なれとも余は、之に答ふる能はず、何となれば、外國の事は余の知るを得ざる所なればなり。たゞ、不思議にも、所謂帝國王國は、一般に、軍艦旗と商船旗とを別にし、所謂共和國は、之を同一にするを見る。(土耳其國の如き、和蘭國の如き、墨西哥國の如き、變例はあり。)

我、帝、國、を、始、め、世、界、各、國、と、も、其、國、旗、は、大、抵、之、を、其、商、船、旗、と、し、て、用、ふ。

#### (又) 紀念軍艦旗

戰役に従事したる軍艦は、其戰役中、或る合戰(假令は九月十七日黃海の海戰、五月二十七日日本海の海戰の如し)に従事したる、其合戰中に掲げし軍艦旗を、紀念として、永く鄭重に保存し、紀念日又は戰死者の祭典等に、出して之を掲げ、以て該艦の名譽を表章追懷し、軍隊教育の資料となしつゝあり。此紀念軍艦旗の多くは、敵彈に貫かれ、又は當日の烈風に吹き裂かれたるものにして、一見、悽愴敬虔の念を起さしむるものなりと云ふ。

(ル) 軍艦旗掲揚降下のときの敬禮

海軍敬禮式第五十七條に曰く、定時に於て、軍艦旗を掲揚降下するときは、番兵は之に面し捧銃し、君が代の喇叭譜一回を吹奏し、軍樂隊あるときは、喇叭の代りに、軍樂君が代を奏す、甲板上に在るものは、之に面し敬禮を行ふへしと。

軍艦旗の掲揚は、通例午前八時にして、其降下は日没時なり。航海中は、特に掲揚降下の時機を定めあらず、晝夜とも掲揚しあるを原則とす。此掲揚降下時に於ける、

艦員一同の心氣は、如何に靜肅、如何に清爽なることよ。敬禮式本文に依れば、單に甲板上に在るものゝみ、敬禮すへきか如きも、別に、苟くも君が代の譜を聞き得るものは、其所在場所の何れなるを問はず、姿勢を正しくすへく定めあり。實に、毎日二回、約一分間の軍艦に於ける儀式の莊嚴なることよ。

余は、上記の事實を、國人一般少くとも教育家の、周知せられんことを望む。同時に、午前八時頃、又は日没時頃に、軍艦に到らるゝ人は、假令軍人ならずとするも、上記

の儀典に参加し、脱帽直立の敬禮を勵行するの國民風を馴致したしと思ふ。尙一步を進め、商船にても、國旗を定時に上下するときには、船員一同之に敬禮し、個人の家にてても、祝日祭日等に於て、國旗の掲揚撤下は、其家の主人主婦自から之を手にするの習俗としたいと思ふ。但し、一片の「面倒臭し」との念起らは、余の希望に正反對なりとす。

(ヲ) 陸軍々旗に對する敬禮

陸軍禮式に依れば、軍旗に對しては、陸軍々人、陸軍々

隊、各一定の敬禮を行ひ、喇叭「足曳き」の譜一回を吹奏すること、定められあり。海軍々人も、之に對し、陸軍々人と同しき敬禮を行ふこと、定められあり。余は、軍艦旗に對する敬禮を、世人に強ゆると共に、陸軍々旗に對する敬禮をも、世人に強ひんとす。途中軍旗に逢ふときは、何人と雖、之に對ひ脱帽敬禮を表すべきものなりと思ふ。軍旗は大元帥陛下の親授したまひしものなることを、忘るゝ勿れ。軍旗も亦是れ、日章旗に外ならざること、を忘るゝ勿れ。たゞ、軍旗の中には、百戰經歷の餘、旗布は

裂け破れ、甚しきものに至りては、旗布は、寸片をも止めず、殆ど旗竿のみとなりたるものもあり。遭遇の際、誤認せざることを要す。

(ワ) 軍艦旗は、何故に御親授の典無きや。

此問題に對しては、余の答ふる限りにあらず。然れども、拜察するに、軍艦に於ける軍艦旗は、一年三百六十五日常住に之を掲揚し、風雨に曝らざるゝこと。陸軍々旗の比にあらず、一方海上に於ては、國籍を明かにするの必要上、國旗は、常に鮮明ならざるへからず。此點に就て

は商船も亦同し。若し、一艦一流のみとすれば、旬日ならずして、其軍艦は、單に紐のみの軍艦旗を有するに至る。依て、軍艦には、必ず多數の軍艦旗を有し、一流破ふるれば、他の一流を掲げ、破ふるれば繕ひ、古損黒汚すれば、新しきものと取替へざるへからず。年々軍艦旗か風の爲に破れ、煤烟の爲に汚れ、不用となるもの其數實に多大なるものなり。之を御親授に仰くとするは上を煩はし奉ること甚しきを知るへし。

單に一流の御親授を仰き、之を祝日、祭日、其他或る特

殊の場合にのみ掲揚し、之を正旗とし、別に副旗として、従來の通、多數の軍艦旗を取替へ取替へ使用せは可ならんとの説あり、道理至極の説なり。

(カ) 軍艦旗の尊嚴

軍艦旗は軍旗の精神なり、尊嚴無上のものなり。余は、恐れ多くも、軍艦旗は大元帥陛下の御影なりと信念す。艦上に陛下の御影は映りつるよ、陛下は常に艦内を見そなはしたまひつゝあるよとて、吾人の奉公心を、自省するを要す。軍艦旗の掲揚降下に際し、海軍敬禮式に於

て、陛下に對し奉ると同じく、君が代の樂譜を吹奏することゝ定められあることの、偶然ならざるを知る。

(ヨ) 日章旗を粗略にすへからず

日章旗(軍艦旗軍旗をも含む)を、往々、兒童の玩具に使用するを見る。假令、小形微物たりとも、如何にも勿體無き感無くんはあらず。然れ共、他の一方より之を考ふれば、是れ亦、兒童に對する教育として、必要なるを感す。強ち、之を禁止するにも及はず。否、寧ろ獎勵するを、教育上の要件なりと思ふ。唯、同じく玩具とするも、是れ國旗な



りとの感念を、兒童に注入するの心掛けこそ大切なれ。

藝備地方の俗、年首の祭事として、細尖、ピラミッド形の蕨左儀長(トンド)を作り、其上頂に、日章旗(紙製なるにせよ)を飜えし、終日之を舁き歩み、最後に、之に火を點し、全部を灰燼となすの風あり。祖先傳來の風習、今更如何にするの要無し。余は左儀長祭事の、決して、曲事にあらざるを知る、然れども、其上頂に掲けたる日章旗の、燃へ去り、灰燼化するを見るに、忍ひざるなり。古來、神事に御幣、締飾り等を焼き棄つるは、祭具を粗略にせず、清淨を貴

ふ良風俗なり。又須知中佐は、常陸丸の甲板上、軍旗を敵手に委せざる爲に、焼きたり。左儀長神事に、一日章旗を焼く、何かあらんと言ふ人あらんなれ共、彼と此とは、大に其趣を異にす。余は、左儀長上頂の、日章旗の、焼け落つるを見る人の習慣は、一般に、日章旗を輕視するの傾向となりはせずやと恐る。同しく之を焼くも、粗略にせざる爲に、之を焼くの主旨を、表現するの手段こそ、あらまほし。點火に、先ち、一同之に、最敬禮するも、一方法ならん。

(タ) 國旗は、飾物とすへきものにあらず。

世人か、國旗を一種の飾物と視るの感念ありとせば、極力之を攪醒して、其尊嚴なるものなることを、知悉せしめざるへかざると同時に、國旗を目的以外に使用すること、を嚴禁せざるへからず。軍艦旗の如きは、紅色々彩赫々たるを以て、宴會の張幕又は日蓋ひ等とし用ふるものあり、以ての外の事と言ふへし。旗の布地其物は、敢て貴重物にあらずるも、其形成せる日章旗其物は、我國家の精神にあらずや。生命にあらずや。

我國旗を尊重すると同時に、締盟各國の國旗をも、亦

尊重せざるへからず。(本章(口)參看)即ち他國の國旗をも、決して、裝飾用とすへきにあらず。對外人交際社會に立てる某紳士か、何の氣も附かず、其外國の國旗を、日蓋ひとなして、客を迎へしに、來賓中、偶然にも、當該國人ありて、嫌味を言はれ、主人は進退に窮したるの適例あり。世界的紳士淑女の、心すへきことならずや。

新聞紙上、往々見る記事に、某紳士の園遊會の模様を記すに當り、萬國旗を飾り、云々の言句を用ふるは、珍らしき事にあらず。園遊會の主人か、萬國旗を、徒に裝飾と

し用ひたりとせば、其猛省を促すの必要を見れとも、萬國旗ならざる萬國信號旗、即ち一流たも國を表現するの意味なき、二十六流の彩旗(第八圖)を以て飾りしをも、新聞記者は、見て以て、萬國旗を以て飾る云々と、紙上に筆することあるの笑止さよ。由來、萬國旗を裝飾用とすること、は、絶體に禁物なり。然る上は、萬國旗を飾るてふ熟語は、存在すへからざるものなり。余は、社會の耳目なりと自稱する、新聞記者諸君に、第一に、國民として、萬國旗を飾るてふ熟語を、廢されんことを望む。

(レ) 交親を表する爲、外國々旗の掲揚

明治四十一年合衆國の軍艦十六艘、横濱に來りたるとき、之を歓迎する爲、京濱地方、戸々、日米兩國旗を掲げたることあり。近くは、明治四十四年六月、我同盟國英皇帝陛下の戴冠式を祝するとき、亦日英兩國旗を掲げたることあり。然り、此の如き場合は、特に、對手國に交親を表する爲の、其國旗の掲揚にして、前項に所謂「飾る」とは、根本に於て、其主旨を異にす。米人英人は、之を見て、謝意をこそ表すれ、一點感情を害するの恐れ無し。余は、無意

味又は偶然に、外國々旗を裝飾用とし(掲ぐるにあらず)取扱ふの、悪習慣あらは、之を打破せんと望むのみ。

(ソ) 個人として、外國旗を掲ぐるときは、必

す、我國旗を併掲すへし。

外國に對し交親を表する場合に、當該外國の國旗を掲ぐるには、其外國々旗を一竿に掲げ、必ず別に、他の一竿に、我國旗を併掲すへし。單に、外國々旗のみを掲ぐへきものにあらず。恰も、一家に客あれば、主人必ず之に挨拶するか如し。單に、外國々旗のみを掲ぐるとせば、我本

城を、他人に明け渡したるの姿となる、注意せざるへけんや。

此二旗併掲の場合には、何れを右にし、何れを左にすへきやは、自然に起る問題なり。余は、其左右何れとするも差支無しと思ふ。彼我の旗竿を交叉し、向て右に、彼の國旗を在らしむる如くすへしと、説く人あり。亦是れ一説ならん。然れとも、余は、二竿何れも直立せしめ、彼の旗を、向て左に置くを適當なりと思ふ。但し、深き理由あるにあらず。

(ツ) 一竿に、我國旗と外國々旗とを、連掲することとは斷して不可なり。

明治四十一年米國艦隊歡迎のとき、東京市中二三ヶ所に、一竿に、米國々旗を上にし我日章旗を下にし、兩國旗を、上下に連掲せしものあるを見たることあり。如此二國旗を上下に連掲することは、一見何の支障も無く、たゞ旗竿一本を、儉約したるか如きも、其實大に支障あることなり。即ち、甲國か、乙國を保護して、其存在を擁護するときは、乙國の政廳、又は其城砦の旗竿には、甲國の

旗を上にし、乙國の旗を下にし、一索條を以て、之を掲ぐるの國際慣例なり。我國は、金甌無缺の、東洋特殊の國なるゆゑ、如此國際慣例あることを知る人の乏しきは、大に首肯する所なれとも、外人の識者は、之を知らざるもの無し。之を思へば、假令城砦ならざる個人の家にて、如此不祥の掲揚方は、斷して避けざるべからず。之と反對に、若し我國旗を上にし、彼國旗を下にして、連掲するときは、彼國人は、瞋目して怒らん。

(ホ) 對外禮儀上の旗章掲揚方

規定に依るに、我國軍艦か、假令は、英領香港に入るときは、第一に、英國皇帝陛下に對し奉り、二十一發の禮砲を行ひ、之を行ふ間、我艦の大櫓頂に、英國軍艦旗を全揚す。此禮式を、ナシヨナルサリユート即ち國旗に對する禮砲と稱す。斯るとき、在港の英國軍艦又は、陸岸砲臺は、我第二十一發の畢るや否や、成るべく早く、同數の禮砲を發して、答禮とす。此答砲を、彼軍艦より行ふときは、之を行ふ間、彼の大櫓頂に、我日本の軍艦旗を全揚す。若し陸岸砲臺より、之を行ふときは、數は依然二十一發なれ

とも、彼の陸岸砲臺は、常に英國々旗を掲げ、決して、之に、他國の旗を掲ぐるること無し。

我國に外國軍艦來るとき、亦、前記の例を逆行す。但し、我國には、目下外國軍艦よりの「ナシヨナルサリユート」に對し、答砲を發すべく定められたる陸岸砲臺無し。軍艦は、常に、締盟各國の軍艦旗一流つゝを、有し居るものなり。之に反し、陸岸砲臺には、外國旗の必要を見ず。

(ナ) 國旗問題なる熟語の意味

國旗問題とは、對外國家問題と言ふか、如し。事の大小

を問はず、國家の名譽に關する對外問題を言ふ。明治七年征臺の役は、我漂流民か、臺灣牡丹社蕃に慘殺せられたるも、當時の領臺清國政府は、言を左右に托して、外交談判の解決を見ず。我國旗は汚辱せられたり。其汚辱を雪かん爲の征臺にして、即ち對外國家問題なり。漂流民數輩の死其事は、比較的、小なるも、影響する所實に大なるを知るへし。日清日露の兩戰役は、國旗問題の大なるものなり。

(ラ) 國旗に對する惡戯は、決して許すへき

にあらず

往年「ヴァンクーパー」に駐在せることありし、某領事官の談に、或る年、四月一日の「フーリスデー」に際會し、朝來、領事領の竿頭に掲けたる日章旗は、何時の間にか取下されあるを發見し、大に驚き、取調へしに、平生、領事館に遊び來る某富家の幼童か、館員の眼を偷み、竊に、之を取下したることを知れり。此幼童は、決して、惡意ありて然か爲せしにあらず。「フーリスデー」なるゆゑに、館員を驚かさん爲の惡戯を爲したるに止まれるは、萬々諒す

る所なれとも、事苟くも、國旗に關す。惡戯も事にこそよれ、フーリスデーなりとて、打棄て置くへからすとて、其父に告げしに、其父は、大に、其兒に對する平生の教育の足らさりしを耻ち、謝罪の挨拶を爲したりと云ふ、是れ現實の國旗問題なり

(ム) 國旗は死を以て守るへし

國旗は死を以て守るへきものなり。駐外大使公使か、一朝事變に當り、其駐在國を退去する場合には、國旗を捲き歸るとの通用語あるか如きは、此間の消息を傳ふ

るものなり。軍人か、如何なる場合にも、國旗を下すこと無く、一途に之を擁護するの誠心は、豈之を神州の正氣と謂はさるへけんや。

國旗に關する歴史上の美談は、村上義光の昔より、近くは、二回の大戦役に於て、大和男子の發揮せる事迹頗る多けれとも、一々、之を擧ぐるは、本書の目的にあらず。余は、國旗は死を以て守るへしとの一言を、茲に明記するに止む。

(ウ) 海軍諸旗章の掲揚方



軍艦旗の掲揚に關しては、前文已に記する所の如し。其他將旗、代將旒等の掲揚方に關し、各其規定あれども、茲に省略した、海國民として、何人も略ほ知悉し置くを要すと認むる數件を左に述べん。

海軍大臣旗は、其名の如く、海軍大臣のみ之を用ふるものにして、決して、海軍一般に、之を海軍旗として用ふるものにあらざるなり。世人、動もすれば、陸軍の軍旗と對照して、此旗を海軍旗なりと誤認することあり。若し、海軍全般の旗は如何と言は、軍艦旗是なり。海軍大臣

旗は、軍旗にはあらざるなり。

大將旗は、大將の乗れる軍艦の大檣頂（二檣艦にては後部に樹てるものを大檣と謂ふ）に、掲ぐるものなり、之を前檣頂に掲ぐることに無し。

中將旗、少將旗は、中將若くは少將の乗れる軍艦の前檣頂に掲ぐるものなり。之を大檣頂に掲ぐることに無し。單檣の軍艦にては、何れの將旗をも、該檣頂に掲ぐるものとす。但し、同時に、將旗二流以上を併掲すること無し。

代將旒は、將官の代理たる佐官の標章として、之を掲ぐるものとす。

先任旒は、同所に、二艘以上の軍艦あるとき、其先任艦長の乗れる軍艦の檣頂に、之を掲ぐるものとす。同所に、將旗を掲けたる軍艦あるときは、先任旒を掲ぐることに無し。

長旒は、海軍々人指揮權を掌ることを表する記章とす。即ち、多くの場合には、艦長の指揮權を表章す。但し、將旗を掲ぐる軍艦は、決して、此長旒を掲ぐることに無し。

司令旒は、驅逐隊司令、水雷艇隊司令の指揮權の記章とす。即ち、該司令の乗れる艦艇に、之を掲ぐ。

艦首旗は、其制式略ほ日章旗に同じ。軍艦、碇泊中、之を艦首旗竿に掲ぐるの例なり。軍艦航行中は、決して、之を掲ぐることに無し。故に、之を俗に碇泊旗(ジャツキ)と稱す。當直旗は、艦隊の軍艦、當直たるとき、之を桁端に掲ぐ。運送船旗、工作船旗、白地赤十字旗は、當該船舶の檣頂に、之を掲ぐ。決して、之を船尾旗竿に掲ぐることに無し。

(辛) 國旗を以てする凶禮

明治三十年一月英照皇太后崩御のとき、三十日間の大喪中、其上半期間は、國旗の横全幅に涉れる黒布を、下半期間は横半幅に涉れる黒布を、國旗の上に添へて掲げ、又全喪期間、竿頭の球を、黒布にて包むことと定められたり。

軍艦にての弔禮は、半旗「ハーフマスト」と稱し、旗を旗竿に全揚せず、其中途に掲ぐるの規定なり。

## 第五章 日章旗の神聖及其尊嚴

日章旗(軍艦旗を含む)は、前諸章に縷述せし如く、極めて神聖にして、極めて尊嚴なるものなり。制式上、些少の修飾變改を加ふべきものにあらず。

日章旗の定まれるは、近く、明治三年に在りと説くものは、其一を知て、其二を知らざるものなり。日章旗の淵源は、遠く天祖のときに在るものを、況や、形式の上より見るも、後醍醐天皇の御代に、己に發現しあるにあらず

や。尙精査を遂げなは、應神天皇、又は、神武天皇の御代に、業に己に、形式に彰はれたるやも知れ、さるなり。歐米諸國と、交通の開けてより、始めて、國交の必要上、日章旗の現出せしとするものあらは、そは、當世淺學者の淺見のみ。我。國。謨。の。表。現。た。る。日。章。旗。か。何。そ。然。か。く。淺。薄。の。もの。ならん

嗚呼、寰宇の上、古往今來、國を爲すもの何そ限らん。犬牙錯綜せる列國の國旗と比し、其性質、其意義、其形狀、其色彩、何れの點よりするも、我國旗の、獨得無二にして間

然する所無きを見る。各國の旗章の多くは、連結繼合はせ。的。な。る。に。比。し。如。何。に。我。日。章。旗。の。單。純。無。垢。な。る。と。よ、

頃日、或る一部の學者間に説を爲すものあるを聞く、其説に曰く、我國已に朝鮮を併合したる上は、此一新時機に於て、多少我國旗を改正し、西洋の例にある如く、被併合國の舊國旗の餘波を、少しにても、止めたし云々と。嗚呼、是れ何の言そや。言語道斷、沙汰の限りなり。此の如き言を弄する者は、歐米に心酔する淺學短見の徒にあらずんは、我國の歴史を忘れたる、輕舉狂暴の人のみ。余

は、斷言す、我國旗には、些少の修飾、たも加ふべきものに  
あらずと。我國の既往將來を、他の歐米國の例に取るの  
要は毫も無し。

註 此國旗改正説は、幸に未だ火の手は高からざる  
なり。火の手高からざる故に、余か、之を云爲するは、  
却て不祥事を招徠するの恐あるか如きも、苟くも、  
烟を見は、火の用心するは、先覺者の事なり。余は、現  
今我國の學者か、悉く是れ歐米心醉者なり、輕舉者  
なりとは思はず。余の此言か、無用の冗言として終

らは、國の大事なり。

英國には、「ホワイトエンサイン」、「ブリュエンサイ  
ン」、「レッドエンサイン」の三種國旗あり。「ホワイトエンサ  
イン」は軍艦に、「ブリュエンサイン」は軍艦にもあらず、  
商船にもあらずる特別船に、「レッドエンサイン」は一般  
の商船に之を用ふ。我國には、軍艦、又軍艦と待遇を同じ  
からしむべき船舶には、總て、軍艦旗を掲けしめ、商船に  
は、總て普通の國旗を掲けしめらるゝの現制なり。判然  
二分、恰も日章旗の色彩の、紅と白とを以てするか如し。

若し、夫れ、英國の制に倣ひ我國にも、ブリーユ―エンサイ  
ンの如きものを、必要とするの論者ありとせんか、余は、  
實に、言ふ所を知らず。

嗚呼、日章旗は、永久に、神聖なるへし、億萬年に、尊嚴な  
るへし、畏くも、茲に特記し奉るは、天祖日神か、皇孫瓊々  
岐尊を、天降したまへるときの神勅に曰く、

葦原千五百秋の瑞穂國は、是れ吾子孫所王の地なり、  
宜、爾皇孫、就て治焉、行矣、寶祚の隆當與天壤無窮矣。  
嗚呼、天祖を距る千萬年の今日、吾人臣子か、此神勅を

拜し、争てか、感奮興起せさるへき誰か、日章旗の神聖と、  
其尊嚴なるに、感激嘆美せさるものあらんや。

後花園天皇の御製に

思へた、空に一つの日の本に

またたくひなく生れこし身を

御製

ますらをにはたてさつけておもふかな

ひのもとのなをか、やかすへく

皇后宮御歌

明治十二年宮中御歌會始御題

新年祝言

日の御旗たかくかゝけて國民の

あふくやとしのひかりなるらん

日章旗に關し、古來學者の謳歌吟咏せる所は頗る多し。一々、茲に掲ぐるに違あらず。余の不文、日章旗と題する燕什一篇あり。左に掲げて、讀者の一察に供す。

日本國有日章旗

淵源遠自天祖始

列聖相承照四表

萬世一系世無比

323395

皓々仁政白於雪

德化所及無不滋

赫々威武烈于火

六師所加無不披

悠矣二千六百年

金甌無缺東海天

國運隆如朝旭昇

旗色表章非偶然

嗚呼芙蓉峰頭雪

千秋萬古迎朝曦

請見億萬斯年後

世界永仰日章旗

附、謹て按するに崇神天皇の御代に四道將軍の事あり。應神天皇を八幡大神と崇め奉り、今代御世に至り畿内の外八道の稱ありき。菊花御紋章の花瓣

は十六個にして複瓣を加へて三十二個なり。軍艦旗の光線は十六個にして其光線の間隔をも白光線と見るときは實に三十二光線なり。見よ國光は四方に八方に十六方に三十二方に宣揚せるの數字的表现の神異なること。由來日章旗の光線は形示しあらざるも實に六十四方三百六十方にして其威稜際限あるへけんや。日章旗の將來は億萬年何ぞ窮極あるへけんや。

### 日章旗考終

### 跋言

一、余は緒言に述べたる如く、本書を以て、全國聯合教育會の建議に對し、敢て、其矢面に立つの感念は毫もなし。其矢面に立つの人は、自ら、其筋にあらん。余は、たゞ、今回聯合教育會の建議の主旨か、恰も、機會あらは、余か言はんと豫期せしものに吻合したるを見て、余か心掛くる事柄は、世の教育家各位も心掛け居らるゝを知り、喜びの餘り、倉皇筆を把て、此一書を成せり。余



か、帝國教育會々員の一人としての、教育家各位に對する、横合ひよりの、呈上物なることを諒知されたし。

二、國旗に關しては、先に我友奥田貞吉君の「帝國々旗及軍艦旗」(春陽堂發行)あり。後に、須基浩君の「世界國旗大觀」(ともゑ商會發行)あり。何れも、丁寧反覆に、日章旗のことを、闡明せられたるを見る。然れとも、二君の著、惜むらくは、所説高尚に軼きたると、余の言はんと欲する事柄にして、二君の未た言及せられざる點多しと認め、貂毫不足焉、狗尾繼焉の自信を以て、敢て、本書を

草し了んぬ。但し、二君の著書には、負ふ所頗る多し、二君に向ひ滿腔の謝意を表す。

三、本書を草するに當り、参考としたる書目左の如し

- |        |         |
|--------|---------|
| 古事記    | 太安萬侶氏著  |
| 大日本史   | 徳川光圀氏著  |
| 日本政記   | 頼襄氏著    |
| 海軍歴史   | 勝安芳氏著   |
| 帝國海軍史論 | 小笠原長生氏著 |
| 帝國々防史論 | 佐藤鐵太郎氏著 |

阿部正弘事蹟

渡邊修二郎氏著

國教七論

田中智學氏著

世界中心論

山川智應氏著

日本古典論

西川權氏著

世界國旗大觀

須基浩氏著

帝國々旗及軍艦旗

奧田貞吉氏著

海軍諸例則

海軍省編纂

法規大全

内川義章編

法令輯覽

内閣編纂

Flags of All Nations

英國海軍省版

Flags of Maritime Nations

米國海軍省版

四、小中村博士の著書「陽春廬雜考」(吉川弘文堂發行)には  
 日章旗のことを詳述せられありと聞く。余不敏、未だ  
 同書を閲するの時機を得ず。但し、目下は絶版なりと  
 聞けり。

五、余は、生れて初めて、明治四十四年六月二十七日、伊勢  
 大廟に參拜せり。七日を経て、七月四日、帝國教育「第二  
 十九號を一閱せり。直に本書の稿を起し、七日を経て、

七月十一日本書成れり。豈神明の照鑑加護無しとせ  
んや。

明治四十四年七月十一日

真田鶴松誌す

明治四十四年十月卅一日印刷  
明治四十四年十一月三日發行

定價金三十錢



|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 著者  | 真田鶴松                       |
| 發行者 | 東京市神田區一ツ橋通町二十一番地<br>帝國教育會  |
| 印刷者 | 東京市京橋區南小田原町三丁目九番地<br>中野鏝太郎 |
| 印刷所 | 東京市芝區愛宕町三丁目二番地<br>東洋印刷株式會社 |
| 發行所 | 東京市神田區一ツ橋通町二十一番地<br>帝國教育會  |

振替貯金口座東京一八六三二番

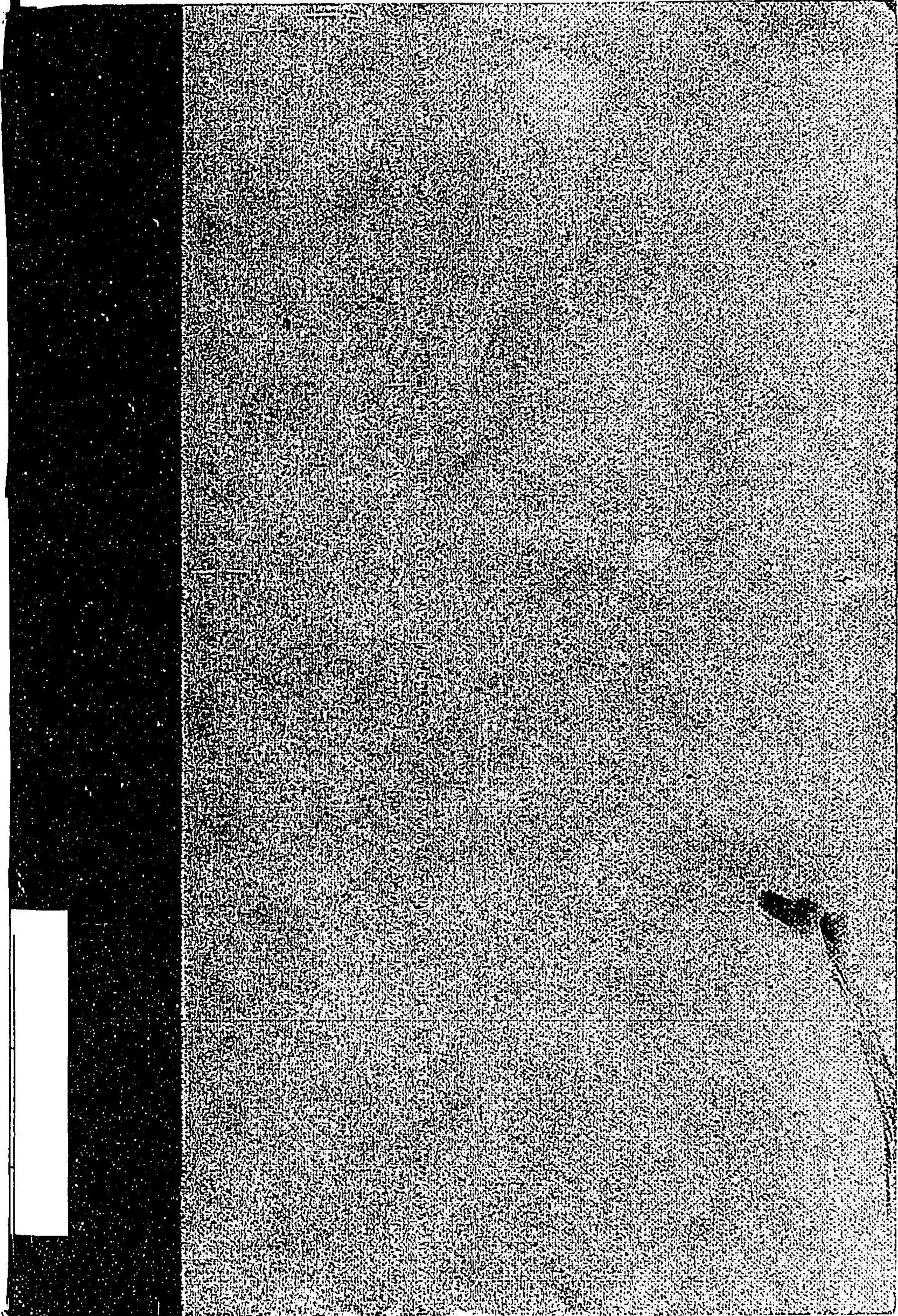
大賣捌所

開東六

發京合

社堂館

8K 8



288.9

Sa 586n

Ⓜ

006023-000-0

288.9-Sa586n

日章旗考

真田 鶴松/著

M44

ACH-0017

